

第4次

佐倉市青少年育成計画

(佐倉市子ども・若者育成支援推進計画)



令和2年3月

佐倉市

あいさつ



佐倉市の次代を担う子ども・若者が、健やかに成長し社会の一員としての役割を持って自立することは、私の願いであり、市民すべての願いであると思います。

子ども・若者が、生まれながらに持っている「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利が尊重され、次代を担うものとしての誇りと自覚をもって、心身ともに健全な社会人として成長できる環境をつくることは、社会全体の責務であります。

佐倉市では、急速に進展する少子高齢化や情報化、いじめ・不登校の問題、児童虐待、地域コミュニティの希薄化等に対応するため、平成29年度に「佐倉市第3次青少年育成計画」を策定して青少年の健全育成に取り組んでまいりました。

しかしながら、いじめ・虐待・不登校などの問題はもとより、近年はスマートフォン等の普及に伴うネットトラブルも急増しており、青少年を取り巻く環境は、未だに多くの課題を抱えております。

こうした状況を踏まえて、全ての子ども・若者の健やかな育成と困難を有する子ども・若者やその家族への支援を社会全体で推進するため「第4次佐倉市青少年育成計画」を策定しました。

この計画は、「子ども・若者が、夢と希望を持って成長し、佐倉市に生まれ育ったことを誇りに思うことが出来るまちづくり」を基本理念に、これから6年間における本市の子ども・若者の健全育成を図っていくものです。

今後は、この計画に基づいて、家庭・学校・地域・関係団体等と連携・協働し、基本理念実現のために、施策を総合的に推進してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました佐倉市青少年問題協議会委員の皆様、並びに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

令和2年4月

佐倉市長 西田三十五

目次

第1章 計画の基本的な考え方

◎計画策定の趣旨	2
◎計画の位置づけ	3
◎計画の期間	3
◎計画の対象	3
◎子ども・若者を取り巻く環境と課題	4
◎基本理念	7
◎3つの柱	7
◎施策体系	8

第2章 今後の施策展開

Iの柱 子ども・若者の健やかな育成と社会参画支援

基本目標1 自己形成支援、健康と安心の確保

基本方策① 社会を生き抜く力の育成10

基本方策② 子ども・若者の健康と安心の確保13

基本目標2 社会形成・社会参画支援、就労支援

基本方策③ 社会形成への参画支援・社会参加の促進16

基本方策④ 若者の就労などへの支援18

IIの柱 困難を有する子ども・若者やその家族への支援、被害防止、保護

基本目標3 困難な状況への支援

基本方策⑤ 困難な状況を有する子ども・若者やその家族への支援20

基本目標4 非行防止、犯罪・虐待被害防止と保護

基本方策⑥ 非行・犯罪抑止と立ち直り支援24

基本方策⑦ 子ども・若者の虐待被害防止と保護26

IIIの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標5 地域社会の連携の強化

基本方策⑧ 多様な主体による取組の推進と連携29

基本方策⑨ 家庭・学校・地域の連携32

基本目標6 社会環境の見直しと整備

基本方策⑩ 子ども・若者を守る環境の整備34

基本方策⑪ 情報化社会への対応36

第3章 参考資料

1	子ども・若者を巡る人口動態	39
(1)	合計特殊出生率	
(2)	30歳未満人口	
(3)	世帯数、1世帯当たり人数	
2	子どもの学力・体力	40
(1)	子どもの学力	
(2)	子どもの体力	
3	子どもの進路など	41
(1)	中学校卒業後の進路	
(2)	高等学校の中退率	
(3)	高等学校卒業後の進路	
4	様々な状況にある子ども・若者	43
(1)	児童虐待等相談処理件数	
(2)	児童扶養手当受給世帯数	
(3)	外国人児童生徒数	
(4)	要保護及び準要保護児童生徒の状況	
(5)	生活保護を受給している子どもの状況	
(6)	不登校児童生徒数	
(7)	いじめの認知件数	
(8)	ニートの推計	
(9)	ひきこもりの推計	
(10)	子ども・若者の自殺者数	
(11)	「自分にはよいところがあると思う」についての意識	
(12)	生活に関する意識	
(13)	学校への意識	
5	少年非行	49
6	子どもの安全	51
7	雇用状況	51
8	市民意識調査	52
(1)	青少年団体の取り組み	
(2)	まちづくり活動への参加	
(3)	学校ボランティアへの協力	
9	青少年育成団体への加入者	54
10	青少年の携帯電話・スマートフォンの所有率及び所有機種	55
◎	佐倉市青少年問題協議会委員名簿	56
◎	佐倉市青少年育成本部員名簿	57
◎	佐倉市青少年育成計画策定部会委員名簿	58

第1章

計画の基本的な考え方

◎計画策定の趣旨

佐倉市では、青少年事業の体系化を図り、継続的な青少年事業を展開するため、平成19年2月に「第1次佐倉市青少年育成計画」を策定し、青少年を育み、青少年と共にまちづくりを行うことを推進してきました。

その後、平成24年4月に策定された「第2次佐倉市青少年育成計画」では、子ども・若者施策の推進体制の枠組み整備や、困難を抱える子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とし、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者育成支援推進計画としても位置づけ、様々な施策を展開してきました。

更に、平成29年4月に「第3次佐倉市青少年育成計画」を策定し、子ども・若者の社会参画の促進、情報化社会への対応、子どもの貧困問題への支援等の新たな項目も加え、子ども・若者の育成と社会的自立を実現するため、計画の推進を図ってきました。

しかしながら、いじめ、虐待、不登校などの事案も引き続き発生しています。また、スマートフォン等の情報通信機器の普及に伴うネットトラブルも急増しており、青少年を取り巻く環境は、なお厳しい状況にあります。

そして、少子化や核家族化により、かつては大家族の中で世代を超えて受け継がれてきた家庭の果たす役割や意義を伝えることが困難になるとともに、地域における子ども・若者同士や地域住民との交流の場が減り、子ども・若者が様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっています。

このような状況を踏まえ、第3次佐倉市青少年育成計画を継承しつつ、多様化する青少年問題に的確に対応し、佐倉市の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するため、「第4次佐倉市青少年育成計画」を策定し、今後6年間の佐倉市の青少年育成について、基本理念を示すとともに、基本方針に基づく諸施策を推進することによって、青少年が生き生きと生活できる環境づくりを目指します。

◎計画の位置づけ

- ・「佐倉市第5次総合計画・前期基本計画」とこれに基づく実施計画や「佐倉市教育ビジョン」「健康さくら21（第2次）【改訂版】」等の個別計画との整合性を図りつつ、青少年の健全育成を推進します。
- ・平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者育成支援推進計画」と位置付けます。

子ども・若者育成支援推進法 第9条第1項
市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

◎計画の期間

令和2年度から令和7年度までの6年間の計画とします。

◎計画の対象

対象は、乳幼児期から青年期（30歳未満）としますが、施策によってはポスト青年期（40歳未満）までとします。

なお、この計画は、「市町村子ども・若者育成支援推進計画」として位置付けることから、使用する用語については、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」による注釈を準用することとします。

子ども	…… 乳幼児期、学童期及び思春期の者
若者	…… 思春期、青年期の者。 施策によっては40歳未満のポスト青年期の者も対象とする。
青少年	…… 乳幼児期から青年期までの者
乳幼児期	…… 義務教育年齢に達するまでの者
学童期	…… 小学生の者
思春期	…… 中学生からおおむね18歳までの者
青年期	…… おおむね18歳からおおむね30歳までの者
ポスト青年期	・ 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

◎子ども・若者を取り巻く環境と課題

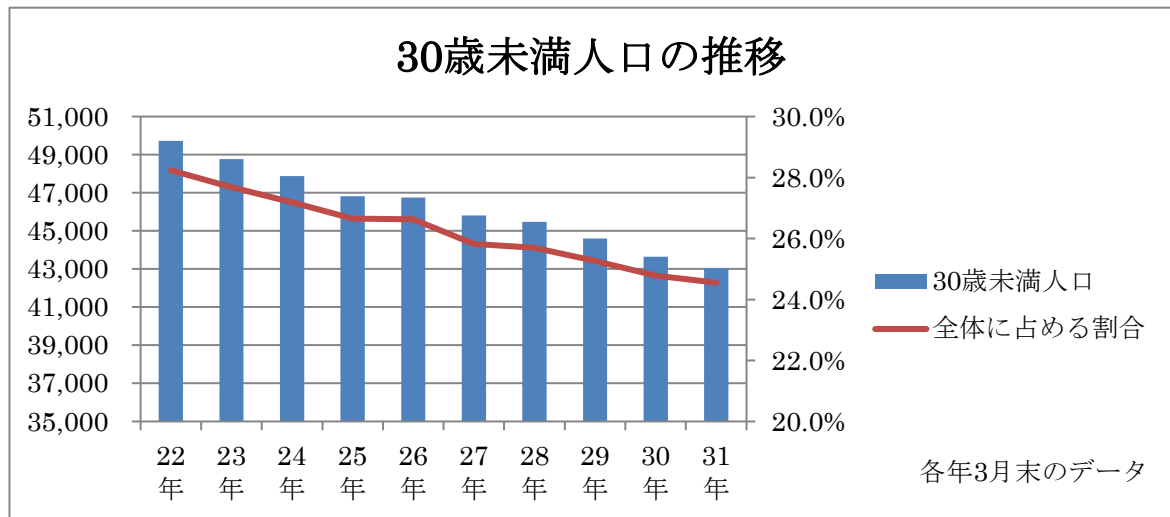
【少子化・核家族化の進行】

佐倉市の30歳未満人口は、平成22年度には49,716人でしたが、令和元年度には43,033人となっており、この10年間で6,683人減少（△13.4%）しています。

また、市全体の人口は、平成23年度の176,118人をピークに減少に転じており、佐倉市第5次総合計画が終了となる令和13年度には、17.1万人になると予想されています。

これを年齢別人口割合推計で見ると、14歳以下の年少人口の割合は、平成23年度の12.3%から令和13年度には12.3%とほぼ横ばいに推移することが予想されている一方で、65歳以上の老年人口は、平成23年度の22.7%から令和13年度には32.5%と急速に増加していくことが予想されます。

また、佐倉市における合計特殊出生率¹は、平成29年が1.15と国・千葉県より低い状況で、依然少子化傾向が続くとともに、1世帯当たりの人数は減少を続けており核家族化が進行しています。



¹ 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。2.07で現在の人口を維持できるものとされている。

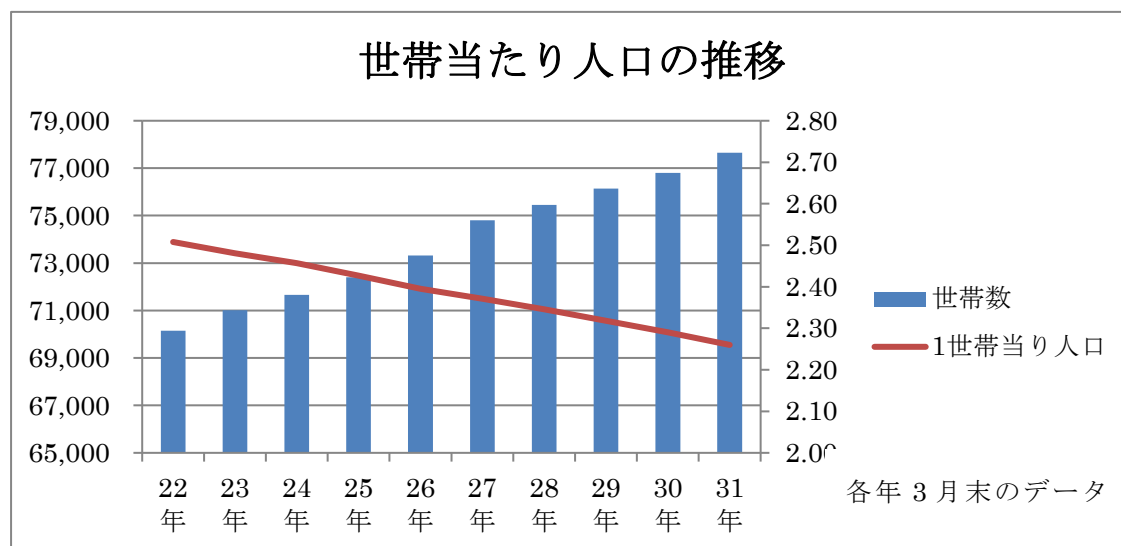
【家庭を巡る現状と課題】

佐倉市の1世帯当たり人口は、平成31年3月には2.26人で近年減少が続いています。少子化や核家族化が進行してきたことにより、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなっています。それに伴い、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状があり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要です。

平成28年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、子どもの貧困率²は、13.9%(平成25年16.3%)となり、若干回復傾向にはありますが、約7人に1人の子どもが貧困に陥っていることとなります。特に、ひとり親家庭での貧困率は50.8%(平成25年54.6%)になり、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断ち切ることが大きな課題です。

また、佐倉市が平成30年度に受けた児童虐待の相談件数は399件で、年々増加傾向にあります。児童虐待は、子どもの心身の発達に重大な影響を与えるため、社会全体で取り組むべき重大な課題です。

子ども・若者の置かれた家庭環境は様々であり、それぞれの状況に応じて適切に対応することが求められています。



² 子どもの貧困率：世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。

【地域社会を巡る現状と課題】

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける重要な役割を有しています。

しかしながら、少子化、核家族化、雇用形態の変化による共働き世帯の増加といった子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、地域における子ども・若者同士や、子ども・若者と地域住民との交流の場が少なくなってきています。

また、子ども会やボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年育成団体への加入者は、減少傾向にあり、その担い手である地域のリーダーも固定化、高齢化が進んできています。

その活動内容の充実や啓発を進めるとともに、新たな担い手の育成を図っていくことが重要です。

【情報化社会の進行を巡る現状と課題】

スマートフォンなどの情報通信機器の発達は急速に進んでおり、内閣府が実施した「平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」では、スマートフォンの所有率は小学生が29.9%、中学生が58.1%、高校生が95.9%と急増しており、どこでも場所を選ばずインターネットを利用できるようになるなど、子どもたちを巡る環境は、ここ数年で大きく変わりました。情報の収集や交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーションツールとなっています。

また、子どもたちを中心に「LINE」などの無料通信アプリも急速な広がりを見せています。便利になった反面、ネット上での誹謗中傷やいじめ、依存、アダルトサイトなど青少年に有害な情報の氾濫、コミュニティサイト³に起因する性犯罪被害などが後を絶ちません。

このため、学校や関係機関と連携し、子どもたちにインターネットの適切な利用方法とマナーを身に付けるよう啓発を進めるとともに、保護者に対しフィルタリング⁴の実施について周知することも必要です。

³ コミュニティサイト：共通の関心や価値観、目的を持った利用者が集まって持続的に交流するインターネット上のサービス。

⁴ フィルタリング：「閲覧をできないようにする」「不要な情報を遮断する」などの何らかの意図を有し、一定条件に基づいて情報を分類/制限すること。

◎基本理念

子ども・若者が、夢と希望を持って成長し、佐倉市に生まれ育ったことを誇りに思うことが出来るまちづくり

佐倉市の次代を担う、子ども・若者が「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を併せ持ち、自立した社会人として生きていく力を身に付け成長して行くためには、子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえ、特に学校、家庭、地域が一体となって、社会全体で子ども・若者を見守り育てていくことが必要です。

第4次佐倉市青少年育成計画では、「子ども・若者が、夢と希望を持って成長し、佐倉市に生まれ育ったことを誇りに思うことが出来るまちづくり」を基本理念とし、その実現のために本計画で推進していく「3つの柱」を次のように定めます。

◎3つの柱

I 子ども・若者の健やかな育成と社会参画支援

子ども・若者が健やかに成長するために、基本的な生活習慣の形成や、確かな学力・体力の向上への取り組みを推進し、子ども・若者の自己を確立するための支援を行います。

また、子ども・若者の社会参画の促進を図ります。

II 困難を有する子ども・若者やその家族への支援、被害防止、保護

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、その生育環境に関わらずに生まれながら持っている権利が守られ、誰もが健やかに成長するために、その置かれている状況を乗り越えていくことができるよう、関係機関の連携を図り、きめ細やかな支援を行います。

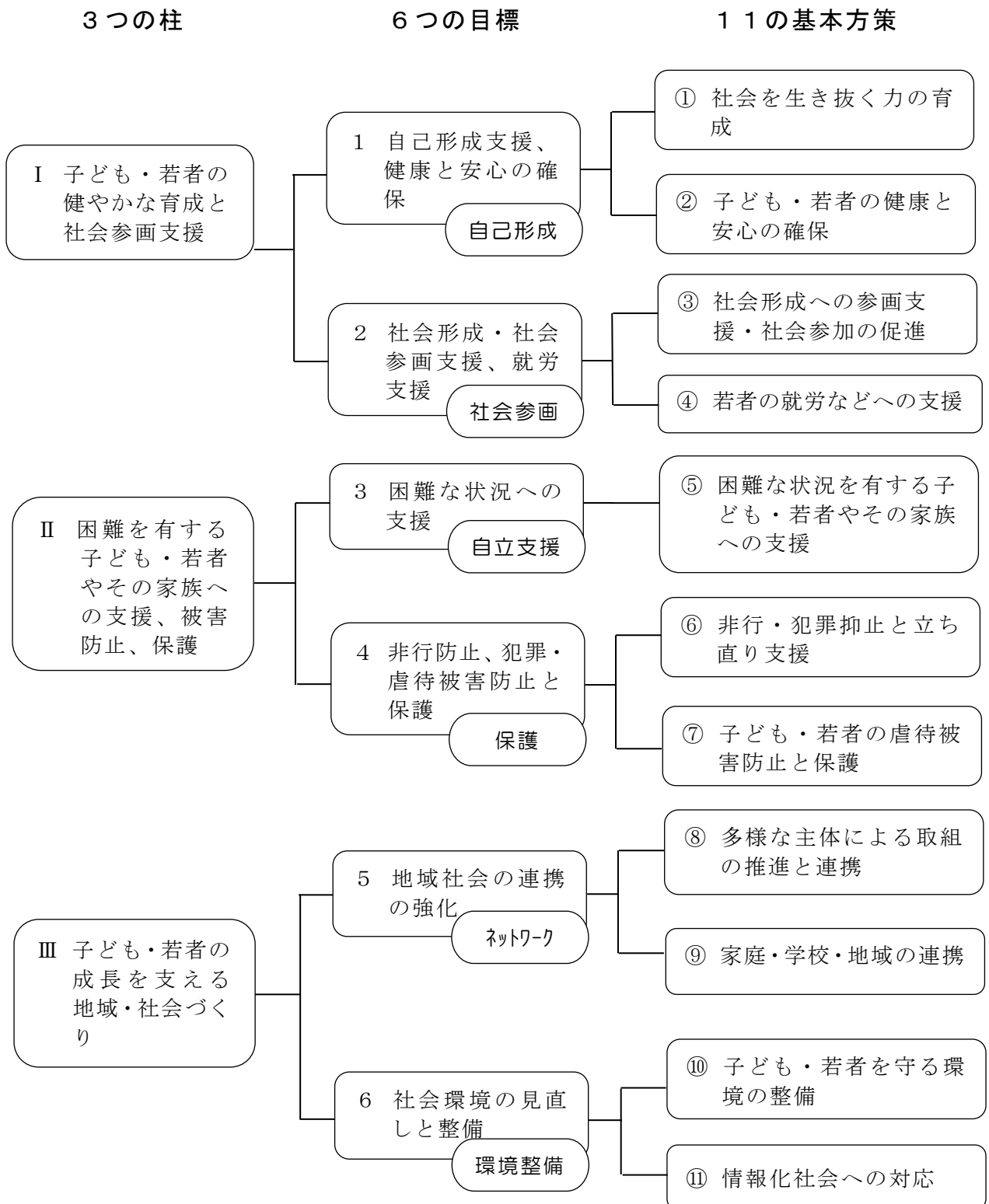
III 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

子ども・若者が、人と人との関わりを通じて、自立した大人として健やかに成長していくために、家庭・学校・地域等が相互に連携した体制づくりを進めます。

また、地域における子ども・若者を守り育てる様々な担い手の育成を図ります。

◎施策体系

本計画では、第3次計画に引き続き「**3つの柱**」を推進するための具体的目標として、「自己形成」「社会参画」「自立支援」等をキーワードに「**6つの目標**」を定めるとともに、それらを具体的に実現するための施策の方向性として「**11の基本方策**」を定めます。



第2章

今後の施策展開

Iの柱 子ども・若者の健やかな育成と社会参画支援

基本目標 1 自己形成支援、健康と安心の確保

基本方策① 社会を生き抜く力の育成

【現状と課題】

社会情勢や生活環境は常に激しく変化し、これまで以上に複雑で予測困難な社会となっています。特に近年は情報化やグローバル化といった社会的変化が、想定を超えて進展するようになってきています。

そうした様々な変化に的確に対応しつつ、感性を豊かに働かせながら、自らの可能性を広げ、積極的に行動することにより、人生を切り開いていくことが出来るように、子どものたくましく、豊かに生きる力を育成することが大切です。

一方、生活環境や生活様式の変化、コミュニケーション不足などにより家族と地域のつながりが希薄になっており、それに伴う家庭や地域の教育力の低下や子どもの実体験の不足は、生命尊重の心や自己肯定感、コミュニケーション能力、社会参加への意欲の低下を招いています。国立青少年教育振興機構が平成27年に実施した「高校生の生活と意識に関する調査」によると、日本の高校生の7割が「自分はだめな人間だと思うことがある」と答えており、自己肯定感⁵が他国に比較して低いという結果が出ています。他方、平成30年度「佐倉市学習状況調査」によると「自分にはよいところがあると思う」と答えた児童生徒は78.7%でした。

誰でも長所があれば短所もあります。出来ることがあれば出来ないこともあります。これらを含んで自分をきちんと評価し受け入れることで、他者をも受け入れて前向きに生きていくことが出来るようになります。

このため、読書活動や体験活動を促進し、学びに対する興味・関心を高めるとともに、子どもの発達段階に応じた豊かな心を養うため、道徳教育をはじめとした心の教育を充実させることにより、子どもたちがお互いの個性を尊重し、多様な文化や価値観を認め合うなど、男女が共に責任を分かち合い、一人一人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが求められています。

⁵ 自己肯定感：自尊感情ともいう。自分自身を価値ある者だと感じる感覚であり、自分自身を好きだと感じる事、自分を大切に思える気持ちのこと。

【主な施策の方向性】

●心の教育の推進（指導課、教育センター）

- ・ 学習指導要領の改訂による道徳の教科化に伴い、学校における指導体制の充実などに取り組むとともに、佐倉の先人を素材とした道徳副読本を作成するなど、地域性を活かして児童生徒の心を育てる取組を推進します。

●確かな学力の向上（指導課、教育センター）

- ・ 小中学校の学習指導要領に基づく基礎的・基本的な学習と知識、技能を活用する力、及び学習意識などについての状況調査を実施し、結果の分析・活用の充実を図り、授業の改善と学力の向上を図ります。
- ・ 佐倉市内の全ての小中学校において、佐倉市や自校の教育課題に関する研究、指導方法の改善の研究及び教職員の指導技術の向上を目指すための研究などを行います。

●読書活動の推進（学務課、指導課、教育センター、社会教育課、図書館）

- ・ 学校や家庭、図書館、ボランティアが連携し、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実や、子どもが日常的に読書に親しむことができる環境の整備、子どもの読書活動の普及啓発を図ります。

●芸術文化活動の推進（文化課、美術館、音楽ホール）

- ・ 佐倉市の芸術文化に関する情報誌「風媒花」の発行や、市民音楽ホール主催のコンサート、市立美術館の収蔵作品展・企画展など芸術文化に関する情報や学習の機会の提供を図るとともに、芸術文化活動団体を支援します。

●体験活動の推進（子育て支援課、児童青少年課、社会教育課、公民館、文化課）

- ・ 青少年教育施設などにおける宿泊を伴う自然体験や生活体験の提供、公民館、美術館、児童センターでの体験学習の実施などを通じて、コミュニケーション能力の向上、自主性・協調性、自立心の育成を図ります。

●自己肯定感を高めるための取組の充実

（子育て支援課、健康増進課、指導課、社会教育課、公民館）

- ・ 妊娠期から子育て期、思春期にわたり、親子の関わりを深め、自己肯定感を高めるための啓発や支援、学校での学習を行います。

●人権や男女平等参画への意識づくり

(自治人権推進課、児童青少年課、指導課)

- ・ 他人を思いやり、お互いを尊重し合うことの大切さを学校生活や講演会を通じて伝えます。
- ・ 若者がデートDV⁶について考え、互いに尊重できる関係を築くことの大切さを啓発します。

◎関連指標

	現状	目標 (令和7年)
〔自己肯定感〕 自分にはよいところがあると思う と答えた児童生徒の割合	78.7% (平成30年度佐倉市 学習状況調査)	増加を目指します

◎主な事業

事業名 (担当課)	事業の内容
教育課題研究事業 【指導課】	教育課題に関する研究、指導方法改善の研究及び教職員の指導技術の向上を目指すため研究などを行います。
学校体育振興事業 【指導課】	児童生徒の体力向上に向けて、佐倉市文化祭小中体育大会を企画運営します。
青少年育成活動団体支援事業 【児童青少年課】	青少年を対象に様々な体験活動事業を実施している青少年育成団体への支援を行います。

⁶ デートDV：若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

Iの柱 子ども・若者の健やかな育成と社会参画支援

基本目標 1 自己形成支援、健康と安心の確保

基本方策② 子ども・若者の健康と安心の確保

【現状と課題】

健康や体力は、生きる力の基本であり、子ども・若者が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送るために大切なものです。そのためには、正しい生活習慣の下で充足した生活を送ることが必要です。

しかし、近年は食をめぐる社会環境やライフスタイルが大きく変化し、食への関心が薄れ、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などの様々な問題が生じています。

このため、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながるよう啓発するとともに、食生活における知識の向上や、バランスの取れた食生活への改善による一層の食育の推進が必要となっています。

また、子ども・若者の体力・運動能力は、運動する子どもとしない子どもとで二極化が進んでいます。その改善に向けて、幼児期から日常の外遊びなどの運動の定着を図るため、運動の機会や場の提供を行うなどの取組が必要です。

一方、いじめ・不登校・自殺など子ども・若者の心の問題を背景とした問題も深刻化しており、子どもたちが抱える悩みや不安を受け止めるため、子どもたちが気軽に相談のできる体制を整えることが重要です。

さらに、子どもの心身の健やかな成長のためには、日頃から健康管理に気を配り、病気や怪我をしたときには適切な治療が受けられる体制が必要であるとともに、飲酒・喫煙などの問題に対して正しい知識を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた教育を行っていくことが大切です。

【主な施策の方向性】

●基本的な生活習慣の形成（健康増進課、農政課、指導課）

- ・ 家庭・学校・地域が連携し、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる啓発を行うとともに、よりよい食生活を実践していただけるように食育を推進します。

●飲酒・喫煙の防止（健康増進課、指導課）

- ・ 未成年者は、成人に比べて酒・たばこによる健康への影響が大きいいため、これらの健康被害から守ることが重要であり、酒やたばこによる健康への影響の啓発・教育に取り組みます。

●**心のケアのための相談体制の充実**（健康増進課、指導課、教育センター）

- ・ 児童生徒や保護者に対して面接や電話による相談を行いながら、保護者や学校との連携を図り、指導・助言を行います。
- ・ 様々な問題を抱える子どもとその家族に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教育相談員を活用します。

●**自殺対策の充実**（健康増進課、指導課）

- ・ こころの健康に関する正しい知識を啓発し、相談窓口などの情報を提供します。
- ・ こころの健康相談や電話相談、訪問指導を実施します。
- ・ 教職員を対象に、早期に自殺のサインに気づき、必要に応じて専門機関につなぐゲートキーパー養成研修を行います。
- ・ 市内小中学校でSOSの出し方に関する教育を行う体制を整備します。

●**保健医療対策の充実**（児童青少年課、健康増進課）

- ・ 中学校3年生までの保険診療分の医療費などの助成を行い、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健対策の充実を図ります。
- ・ 夜間、休日などの小児の急病に対処するため、小児初期急病診療所の運営を行います。

●**体力向上の推進**（指導課、社会教育課、生涯スポーツ課）

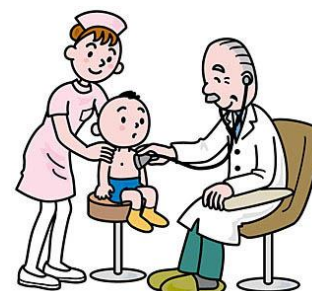
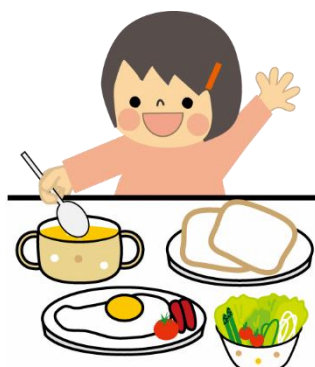
- ・ 教員の指導力と資質の向上を図るため実技研修を行います。また、児童生徒の体力向上と健康増進を図るため、佐倉市文化祭小中体育大会を企画運営し、体力優良の児童生徒には体力優良賞などを交付するとともに、競技大会などへの参加費用の一部を助成します。
- ・ 学校の校庭や体育館を開放し、市民のスポーツやレクリエーションなどの活動の場を提供します。
- ・ スポーツ大会やイベントなどのスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ推進委員活動によるスポーツの推進やスポーツ少年団の活動を支援します。また、トップアスリートを招きスポーツ教室を開催することで、子どもたちの将来の目標や励みになるよう意欲の高揚を図ります。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
[基本的な生活習慣の形成] 朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合	83.7% （平成30年度佐倉市 学習状況調査）	増加を目指します

◎主な事業

事業名（担当課）	事業の内容
早寝・早起き・朝ごはん運動の推進 【健康増進課、指導課】	子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる啓発を行います。
子ども医療費助成事業 【児童青少年課】	保険診療分の医療費の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健対策の充実を図ります。
小児初期急病診療所事業 【健康増進課】	医療機関が休診となる平日の夜間、日曜・祝日・年末年始に小児救急医療の提供を行います。
各種スポーツイベントの開催 【生涯スポーツ課】	「する・みる・ささえる」など、様々なかたちでスポーツに関わり、楽しむ機会を提供します。 青少年の体力づくりにつながるスポーツの普及、また、競技力の向上に努めます。



Iの柱 子ども・若者の健やかな育成と社会参画支援

基本目標2 社会形成・社会参画支援、就労支援

基本方策③ 社会形成への参画支援・社会参加の促進

【現状と課題】

子ども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動ができるようにすることが必要です。

平成28年6月に公職選挙法が施行され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、高校生でも18歳になれば有権者として投票できるようになりました。

このため、社会の中で自ら判断し、行動できる力を早期に身に付けることが必要となり、そのために、青少年育成団体活動・国際交流事業・平和事業などの参加を通じて、子ども・若者が自己の在り方、生き方を見つめ直すことや、政策決定過程に参画する機会が求められています。

また、近年、スポーツイベントや災害の復興などのボランティア活動への参加機会が増えています。これらの体験は、子ども・若者が社会で果たす役割を自覚し、社会人としての基礎を身に付ける良い機会であり、この機会をとらえ、子ども・若者のボランティア活動への参加機運を醸成することが重要です。

情報化社会の進展など、子ども・若者を取り巻く環境は急速に変化しています。変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、コミュニケーション能力・チャレンジ精神を持ち、様々な分野で主体的に活動できるグローバルな人材の育成が求められています。

【主な施策の方向性】

●子ども・若者のボランティア活動への参加促進

(広報課、自治人権推進課、生涯スポーツ課、社会福祉課、社会教育課)

- ・ 子ども・若者の社会貢献活動への参加意識を高め、ボランティア活動の意義や役割の理解や、積極的な活動への参加の促進を図るため、情報発信や活動体験の場と機会の提供を行います。

●子ども・若者の社会参加の促進（広報課、児童青少年課、指導課、文化課）

- ・ 青少年育成団体活動や成人式運営委員会・平和事業・国際交流事業などを通じて、子ども・若者の社会参加への意識を高めます。

◎関連指標

	現状	目標(令和7年)
[ボランティア活動への参加促進] 自治会やボランティア団体、NPO 団体などが取り組むまちづくり活動に参加した市民(18~29 歳)の割合。	10.6% (令和元年度市民意識調査)	増加を目指します

◎主な事業

事業名(担当課)	事業の内容
各種スポーツイベントの開催 【生涯スポーツ課】	スポーツイベントにおいて、ボランティアとして活動できる機会を提供します。スポーツイベントを「ささえる」側面から、社会参加の促進に努めます。
青少年健全育成推進事業 【児童青少年課】	青少年に事業をサポートするスタッフとして参加を促します。
成人の日事業 【児童青少年課】	成人を祝う式典を新成人による運営委員会を組織して自らの手で企画・式典の運営を行います。



I の柱 子ども・若者の健やかな育成と社会参画支援

基本目標 2 社会形成・社会参画支援、就労支援

基本方策④ 若者の就労などへの支援

【現状と課題】

経済情勢は、緩やかな回復基調が続いており、景気回復を背景とした労働需要の増加により、雇用情勢も改善しています。

しかしながら、大企業志向や事務系の職種への需要の偏りをはじめとする求職受給の不一致や若者の早期離職といった課題が生じています。

新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に正社員として就職できなかった若者の多くは、ニートやフリーター⁷として不安定な生活を送っていたり、社会や人間関係などの様々な要因から家庭にひきこもっている若者もあり、その状態が長期化する傾向にあります。

若年無業者やひきこもりの若者の実数を把握するのは困難な状況ではありますが、平成 30 年度「労働力調査」（総務省）によると、15～34 歳の若年無業者数は、ここ数年減少傾向にあるものの、人口に占める割合は 2.1%となっており、この数値を基にした佐倉市における若年無業者数は、674 人と推計されます。

ニートなどの若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、円滑な就労支援を行い、若者の雇用安定化に取り組むことが重要です。

また、平成 28 年「若者の生活に関する調査」（内閣府）によると、15～39 歳の若者のうち、ひきこもり⁸の若者は全国で約 54 万人と推計されており、この数値を基にし、平成 31 年 3 月末の佐倉市人口にあてはめると、本市におけるひきこもりの若者の数は、約 656 人と推計されます。

ひきこもりは、長期化するほど社会復帰が難しいとされ、近年は高年齢化傾向も指摘されており、できるだけ早期に支援につなげる必要があります。

⁷ フリーター：15 歳～34 歳の若年(学生と主婦を除く)のうち、パート・アルバイト及び働く意思のある無職の人のこと。

⁸ ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤務を含む就労、家庭外での就労)を回避し原則的に 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

【主な施策の方向性】

●若者の就労支援（児童青少年課、産業振興課）

- 「地域若者サポートステーション⁹」や「ハローワーク」、ちば若者キャリアセンター「ジョブカフェちば¹⁰」と連携し若者の就労支援を行います。

●ひきこもりへの対応

（障害福祉課、児童青少年課、産業振興課、教育センター）

- ひきこもりサポーター派遣事業を実施し、ひきこもりを抱える家族や本人にきめ細やかな支援を行います。
- 様々な悩みを抱えた子ども・若者やその家族が気軽に相談できるよう利用者の悩みに応じた相談窓口の周知に努めます。また、ニートやひきこもりの若者個々の状況に応じた職業的自立支援を行うため、ちば地域若者サポートステーション事業との連携を強化します。

●ニートへの対応（児童青少年課、産業振興課）

- 若年無業者の個々の状況に応じた職業的自立支援を行う拠点であるちば地域若者サポートステーションとの連携を強化します。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
ひきこもり訪問サポーター派遣事業における電話、メール、訪問などの相談延べ人数	27人 (H30年障害福祉課)	50人

◎主な事業

事業名（担当課）	事業の内容
ちば地域若者サポートステーションとの連携 【児童青少年課】	ちば地域若者サポートステーションと連携し、行い定期的な相談窓口を確保します。
ひきこもり訪問サポーター派遣事業 【障害福祉課】	地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、電話相談、メール相談、継続的な訪問支援を行います。

⁹ 地域若者サポートステーション：厚生労働省及び千葉県が委託事業として若者の職業的自立を支援する施設。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援を提供している。

¹⁰ ジョブカフェちば：千葉県が設置している施設であり、15歳～39歳（登録は44歳まで）までの若者を対象とした就職支援センターで、就職に関する相談などの様々なサービスを提供している。

Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者やその家族への支援、被害防止、保護

基本目標 3 困難な状況への支援

基本方策⑤ 困難な状況を有する子ども・若者やその家族への支援

【現状と課題】

■不登校への対応

佐倉市教育委員会の集計によると、平成 30 年度の小学校の不登校¹¹ 児童は 42 人、中学校の不登校生徒は 146 人で増加傾向にあります。

不登校への対応は、迅速に組織的な計画を立てて支援することが重要です。

■いじめ防止対策

佐倉市教育委員会の集計によると、平成 30 年度はいじめの認知件数は、小学校 363 件、中学校 112 件で、特に小学校の認知件数が増加しています、

いじめへの対応は、未然防止や早期発見・早期対応、家庭・学校・地域・関係機関が連携して取り組むことに加え、相談体制を整備することが必要です。

佐倉市では、平成 27 年度に「佐倉市いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処のできる体制の整備を推進してきましたが、更なる取組の充実を図ることが必要です。

■障害のある子ども・若者への支援

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を身に付けるためには、障害による学習や生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導や支援を行うことが必要です。

このため、障害のある子どもやその保護者に対する相談支援体制の充実や特別支援教育の充実を進めることが重要です。

■外国人の子ども・若者への支援

経済・社会のグローバル化に伴い、国境を超えた人の移動が活発化しています。佐倉市の外国人登録者は、平成 31 年 3 月末で 3,349 人おり、このうち、外国人の児童生徒は、182 人います。

¹¹ 不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくても出来ない状況。(ただし、病気や経済的理由による者を除く)

このため、外国人の子どもが就学や修学に支障をきたすことがないように、受入態勢や支援の充実を図る必要があります。

また、関係機関や市民活動団体と連携して、日本語や生活習慣、日本文化、マナーなどを学ぶ機会を提供することが求められています。

■子どもの貧困問題への支援

平成28年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は、13.9%（平成25年16.3%）と、回復傾向にあります。約7人に1人の子どもが貧困に陥っていることとなります。特に、ひとり親家庭での貧困率は50.8%（平成25年54.6%）になり、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断ち切ることが大きな課題です。佐倉市では、要保護及び準要保護児童生徒数や生活保護を受給している子どもの割合は、千葉県平均より低い率で推移していますが、経済的に困難な状況にある子どもとその家族への支援は重要であり、就学援助やひとり親家庭への医療費の助成、自立支援など様々な施策を実施してきました。

全ての子どもが、その置かれた環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していけるように、今後も、総合的に子どもの貧困対策を進めるとともに、貧困状況にある子どもや保護者に対して、医療費助成や保育料・教育費負担軽減などの経済的支援や学習の支援に関係機関が連携して取り組むことが必要です。

【主な施策の方向性】

●不登校への対応（教育センター）

- ・ 「佐倉市適応指導教室」を設置し、何らかの要因によって学校に行けない小学生や中学生に、教育相談やグループ活動を通して、学習や集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援します。

●いじめ防止対策（指導課）

- ・ いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進します。また、「佐倉市いじめ防止基本方針」、小中学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処のできるいじめ防止対策の整備を推進します。

●障害のある子ども・若者への支援（障害福祉課、教育センター）

- ・ 障害のある子ども・若者に対する相談体制の充実を図ります。また、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく就学や就労に向けた支援を行います。
- ・ 障害を抱える児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員を小中学校などへ派遣します。

●外国人の子ども・若者への支援（広報課、指導課）

- ・ 外国人の子どもが、就学や修学に支障をきたすことがないように、日本語指導や適応指導を行います。また、国際交流基金と協力し日本語教室や相談事業等の支援を行います。

●子どもの貧困問題への支援

（社会福祉課、子育て支援課、児童青少年課、学務課、教育総務課、指導課）

- ・ 生活に困窮している方の相談に応じ、自立支援を行います。
- ・ 遠距離通学者や特別支援学級通学者、要保護・準要保護者世帯に対して助成金を支給します。
- ・ 経済的な理由により高等学校での修学が困難な方に対し、授業料以外の学校教育費の一部について補助を行います。
- ・ 一定の所得に満たないひとり親家庭に対し、医療費やファミリーサポートセンター利用料などの自己負担額の一部を助成します。また、ひとり親家庭自立支援員による相談体制を整備し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
- ・ 学習支援を必要としている子どもたちのサポートを行っている団体の活動を支援します。
- ・ 子どもの貧困対策を推進するため、関係機関などと情報の共有を図るとともに連携して問題の解決を図ります。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
学校に行くのは楽しいと答えた児童生徒の割合	91.4% (平成30年度佐倉市学習状況調査)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業 【子育て支援課】	ひとり親又は養育者が、佐倉市ファミリーサポートセンター事業を利用した場合の利用料の一部を助成します。
佐倉市保育園等運営費交付事業 【子育て支援課】	生活保護世帯の児童に対し、保育園や認定こども園で日用品・文房具などの購入に要する費用を補助します。
保育料等の減免 【子育て支援課】	生活保護世帯や一定の所得に満たない世帯に対し、保育園保育料・延長保育料・給食費などの減免を行います。
いじめ防止対策推進事業 【指導課】	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市いじめ防止子どもサミットを開催します。 ・いじめ防止対策連絡協議会を設置し、関係機関との連携を強化します。 ・いじめ防止対策調査会の実施し、早期発見、未然防止などの協議をします。
日本語適応指導事業 【指導課】	日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図るため、学校に外国語の話せる日本語適応指導員を派遣します。
ひとり親家庭等自立支援事業 【児童青少年課】	ひとり親家庭自立支援員を配置し、相談対応や自立支援を行います。
ひとり親家庭等医療費等助成事業 【児童青少年課】	一定の所得に満たないひとり親家庭に対し、医療費などの自己負担額の一部を助成します。

Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者やその家族への支援、被害防止、保護
基本目標4 非行防止、犯罪・虐待被害防止と保護
基本方策⑥ 非行・犯罪抑止と立ち直り支援

【現状と課題】

平成31年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年¹²は、1,069人と近年は減少傾向ですが、このうち再犯者数は380人で再犯率は35.6%となっており、再犯率は増加しています。

「電話で詐欺」などの架空請求詐欺などで検挙された少年は54人で、検挙者における少年の割合は約2割と増加しており、「受け子¹³」などとして犯罪に加担している状況が見受けられます。

また、不良行為により補導された少年は、20,122人で、深夜徘徊・喫煙が全体の6割を占めています。

少年非行の防止には、少年の問題行動を早期に発見して適切な支援をしていくことが重要であることから、家庭・学校・地域・関係機関が連携して非行・犯罪抑止及び再発防止と立ち直り支援に取り組むことが必要です。

薬事法の改正により、平成26年4月1日からは指定薬物の所持・使用・購入・他人からの譲り受けまでが厳しく罰せられることになり、危険ドラッグによる検挙者数は、県内では減少傾向にあります。しかしながら、スマートフォンやインターネットの普及により入手方法が多様化している状況であり、子ども・若者に対する薬物乱用防止の一層の広報、啓発活動が必要です。

【主な施策の方向性】

●非行・犯罪を抑止する活動の推進（児童青少年課、危機管理室、指導課）

- ・ 青少年の非行や犯罪を抑止するため、関係機関・団体・地域住民と連携して広報、啓発活動、防犯パトロールなどを実施します。

●立ち直り支援（社会福祉課）

- ・ 保護司会や更生保護女性会などの関係団体と連携して、犯罪の予防と罪を犯した人の更生活動や啓発活動を支援します。

¹² 刑法犯少年：刑法犯で警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年。交通事故による業務上過失致死傷罪、危険運転致死傷罪などは含まれない。

¹³ 振込詐欺などの特殊詐欺のうち、被害者から直接金品を受け取る役割のこと。

●薬物乱用防止（児童青少年課、健康増進課、指導課）

- ・ 薬物乱用による心身への悪影響や問題についての教育を行うとともに、チラシやポスターなどによる意識啓発を実施します。

●未成年の飲酒・喫煙の防止（健康増進課、指導課）

- ・ 飲酒・喫煙による身体的・精神的な悪影響の啓発を行います。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
[犯罪抑止する活動の推進] 市内における刑法犯認知件数	905件 (平成30年佐倉市)	減少を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
地域防犯活動推進事業 【危機管理室】	自主防犯活動団体が実施している防犯活動への支援などを行います。
喫煙の害への啓発 【児童青少年課、指導課】	青少年に喫煙の害について啓発を行います。
薬物乱用防止等への啓発 【児童青少年課、指導課】	薬物乱用や飲酒による心身への悪影響や問題についての教育や意識啓発を行います。



Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者やその家族への支援、被害防止、保護
基本目標 4 非行防止、犯罪・虐待被害防止と保護

基本方策⑦ 子ども・若者の虐待被害防止と保護

【現状と課題】

佐倉市における平成 30 年度の児童虐待を含めた家庭児童相談件数は、725 件と 10 年間で約 1.6 倍増加し、特に児童虐待ケースは約 2.8 倍と大幅に増加しています。

児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的などの要因が複雑に絡み合っ
て起こると考えられており、これらの要因が重なれば、どのような家庭でも
起こりうるといわれています。少子化や核家族化、コミュニティー力の低下
や崩壊など地域のつながりの希薄化の下で、家庭の養育力の低下により、子
育てにおける孤立感や負担感が、児童虐待へとつながっていくことが考えら
れます。未然防止・早期発見・早期対応及び継続的な支援には、行政・地
域・関係機関の連携が不可欠です。

【主な施策】

●児童虐待防止に関わる関係機関との連携強化

(子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、指導課)

- ・ 関係機関との連携を強化し、児童虐待の予防から、早期発見・早期対応、
支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援を引き続き推進します。

●妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

(子育て支援課、児童青少年課、健康増進課)

- ・ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目な
く、子どもと保護者を支援します。
- ・ 全ての子どもが、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭
の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者
に合わせた支援を実施します。

●養育支援ヘルパーなどの派遣 (児童青少年課)

- ・ 子どもの養育について支援が必要でありながら、自ら外に支援を求める
ことが困難な家庭に対し、家庭訪問などを通じて、育児指導、栄養指導、
家事援助などを実施します。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
[児童虐待への対応] 家庭児童相談における継続相談ケース	247件 (平成30年度児童青少年課)	減少を目指します

◎主な事業

事業名（担当課）	事業の内容
家庭児童相談事業 【児童青少年課】	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における児童の養育、児童虐待、その他家庭や児童の福祉に関する相談と支援などを行います。 ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、関係機関・団体との連携強化、相談員の専門性の強化及び体制整備を図ります。
子育て世代包括支援事業 【子育て支援課、健康増進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付の際に、保健師が全ての妊婦と面接を行い、状況把握や、必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携を図り継続的に支援します。 ・母子保健施策と子育て支援施策の一体的な提供を通じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します ・妊娠期から出産・子育て期までの様々なニーズに対し、総合的相談支援を行う子育て世代包括支援センターを運営します。
養育支援訪問事業 【児童青少年課】	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な養育状況にあり、保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭や、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、家庭訪問などを通じて、育児不安感の傾聴、育児指導、栄養指導、家事援助などを実施します。

コラム



こどもの権利条約

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約です。世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて 1989 年に国連総会で採択され翌 1990 年に発効し、日本では 1994 年に批准されました。子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体として捉え、子どもの人権を保障しています。

◎子どもの権利条約 4 つの柱

生きる権利

すべての子どもの命が守られること。

育つ権利

考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。



◎子どもの権利条約 4 つの原則

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 5 地域社会の連携の強化

基本方策⑧ 多様な主体による取組の推進と連携

【現状と課題】

青少年育成活動の推進のためには、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

現在、青少年育成活動は、各小学校からの推薦で千葉県・佐倉市より委嘱を受けて活動しているボランティアである「青少年相談員」や、ボーイスカウト・ガールスカウト・子ども会・青少年育成市民会議などの全国的に組織がある団体、自治会などやPTAなどの地域や学校で活動している団体、市民団体などが担っています。

これらの団体は、社会情勢の変化、少子化、核家族化の影響もあり団体組織の弱体化が指摘されています。

これまでも、市では子ども・若者育成支援団体への支援を行ってききましたが、こうした団体の活動が、更に十分な効果を上げるためには、団体間における連携を強化し、情報の共有化と協力体制を進めることが必要です。

また、青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが、固定化・高齢化する一方、若年層の減少や団体の認知度の低さなどにより、後継者不足が課題となっており、人材の育成が必要となっています。

【主な施策】

●青少年相談員活動の充実（児童青少年課）

- ・ 青少年相談員活動を支援し青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。また、青少年相談員の資質及び活動意欲の向上を図るため、研修の充実に努めます。

●青少年育成団体の活動の援助（児童青少年課）

- ・ ボーイスカウト・ガールスカウト、子ども会、青少年育成市民会議の活動を支援します。

●青少年育成活動の担い手の育成・確保（児童青少年課）

- ・ 青少年健全育成活動の担い手の確保や資質向上に努めます。

●市民活動団体間の連携強化（児童青少年課）

- ・ 市民活動団体同士の連携や情報交換を行うとともに、子どもを取り巻く課題解決のための意見交換の場を設けます。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
[青少年育成活動の推進] 青少年健全育成団体の取組への満足度	5.5% (令和元年度市民意識調査)	15%

◎主な事業

事業名（担当課）	事業の内容
青少年育成活動団体支援事業 【児童青少年課】	地域の中で、青少年の健全育成に向けて活動している青少年育成市民会議や青少年相談員、子ども会などが行う地域活動を支援します。
青少年健全育成推進事業 【児童青少年課】	青少年の将来の成長の糧となるような生活・社会・自然体験など、種々の直接体験の場を提供する中で、青少年と地域の方々が交流する機会を作り、地域の中で顔の見える関係づくりに努めます。
青少年問題協議会の開催 【児童青少年課】	「地方青少年問題協議会法」に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的として青少年問題協議会を開催します。

コラム

佐倉市が支援を行っている青少年育成団体



○佐倉市青少年相談員連絡協議会

佐倉市の各小学校の校長先生の推薦による 87 名が、千葉県知事と佐倉市長より委嘱を受けて活動しているボランティア団体です。スポーツ大会やキャンプなどのイベントを通して、子どもたちと一緒に楽しみながら、子どもたちの成長を見守っていく活動を行っている他、市内 8 地区毎に凧作り教室やかけっこ講習会などの多彩な地区活動を実施しています。

【主な事業】 ソフトドッジボール交流大会、たこあげ大会、綱引き大会

○佐倉市青少年育成市民会議

青少年の育成に市民の全てが関心を持ち、住民総ぐるみの運動を展開し、次代を担う青少年の健全育成を図るために活動する団体です。地区ごとに住民会議を組織して様々な活動を行っています。

【主な事業】 畑の学校、地域まつり、夜間パトロール



○佐倉市子ども会育成連盟

子どもの心身の成長発達を図るため、異年齢の集団による仲間活動、子どもの遊びなどの活動を行っている団体です。地域の子供会の活性化や指導者養成のための活動を行っています。

【主な事業】 中央交流フェスティバル、ジュニアリーダー講習会、子ども会指導者講習会

○ボーイスカウト・ガールスカウト育成会

野外で、子どもたちの自発性を大切にしたグループでの活動を通じて、青少年が自らの健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技能を体得し、かつ、誠実、勇気、自信および国際愛と人道主義を把握し、実践できるようにすることを目的に活動を行っています。

【主な活動】 キャンプ、ウッドクラフト、応急処置、ハイキングなど



Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 5 地域社会の連携の強化

基本方策⑨ 家庭・学校・地域の連携

【現状と課題】

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、近年の核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。

また、都市化、情報化などの経済社会の変化や人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会における「教育力」も低下していることが指摘されています。

これまでも、市では家庭の教育力向上のために様々な事業を実施して学習機会を提供してきたところですが、全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、今後は家庭・学校・地域が相互に連携を深めつつ、社会全体で子どもを育てていくことが重要です。特に学校や社会教育施設などを地域コミュニティの中核施設と位置付け、多様な人々のネットワークや協働体制を確立させ、子どもを社会全体で育てる環境を整備することが求められています。

【主な施策】

●家庭教育への支援（子育て支援課、指導課、社会教育課、公民館）

- ・ 家庭で子どもに教育を行う上で必要な心構えや、留意点などを学習する講座を学校ごとに開設します。
- ・ 家庭の教育力向上のために、親子・家族・保護者を対象とした事業を実施します。また、子育て支援のための施設提供を行います。
- ・ 就学時健診や中学校入学説明会など、全ての保護者が集まる機会を活用し、家庭教育に関する学習機会を設けます。また、将来の親となる子どもたちに対し、家庭の役割についての学習機会を設けます。

●地域教育力の向上

(自治人権推進課、社会福祉課、児童青少年課、指導課、学務課、公民館)

- ・ 保護者や地域住民のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、家庭・学校・地域が一体となって、より良い教育の実現を目指して学校運営委員会制度を推進します。
- ・ 家庭・学校・地域が連携を強固にして、子どもたちの健全育成を図るために学校評議員会議、教育ミニ集会を実施します。
- ・ 青少年育成市民会議等の地域で活動する団体や自治会事業を支援することにより、自治会などや学校、団体間の連携・交流を進めます。
- ・ 民生委員・児童委員との協力、連携関係を築き、地域の子ども・若者の実態について情報の共有化を推進します。
- ・ 子ども食堂を含め、子どもの育ちを支えるような地域における活動と、学校、社会教育施設や地域住民などが連携・交流を促進します。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
[学校と地域との連携] 学校ボランティアに協力したことがあると答えた市民の割合	22.9% (令和元年度市民意識調査)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
教育課題研究事業 【指導課】	学校運営委員会を開催し、地域の力を生かす教育を推進します。
開かれた学校づくりの推進 【学務課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人々の教育への関心を高め、地域に根ざした学校をめざし、学校の教育活動を支援していただく体制を構築します。 ・ 地域に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開します。 ・ 学校評議員制度を活用します。 ・ 教育ミニ集会を開催します。 ・ 小中学校のホームページの充実を図ります。

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 6 社会環境の見直しと整備

基本方策⑩ 子ども・若者を守る環境の整備

【現状と課題】

児童生徒の連れ去り事件・未遂など、子どもたちが犯罪被害者となる事件が全国で発生しています。また、インターネット上に氾濫する児童ポルノ事犯をはじめ、少年の福祉を害する犯罪¹⁴は後を絶ちません。

子ども・若者が良好な環境の中で成長していけるよう、社会環境を整備していくことが大切です。特に18歳未満の青少年は、人格形成の途上にあり、健全な育成を阻害する恐れのあるものから保護することが必要です。

子どもたちを事件・事故の被害から守るためには、市や警察の取り組みはもとより、保護者・学校・地域が一体となって取組を進めていく必要があります。

そして、少年が孤立し非行に走ることを防ぐよう、地域社会全体で、厳しくも温かい目で少年を見守る機運を醸成することが求められています。

また、自転車は子ども・若者にとって身近な乗り物ですが、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が問題となっており、千葉県においても自転車を利用して若者が加害者となる事故なども発生しています。

このため、自転車の安全利用や交通ルール・マナーについての啓発・学習を行っていくことが必要です。

【主な施策】

●地域の防犯力の向上（児童青少年課、危機管理室、学務課）

- ・ 佐倉市・警察・地域が連携し連絡を密にすることにより、地域の防犯意識を高めるとともに、防犯パトロールなどを実施します。

●犯罪の起こらない環境づくり（危機管理室、学務課）

- ・ 佐倉市・学校・警察が連携して、警察より提供された不審者情報や犯罪発生状況などを、ホームページなどを通じて、学校・保護者などに周知します。
- ・ 児童の登下校の安全を見守るスクールガードボランティアの活動を支援します。

¹⁴ 少年の福祉を害する犯罪：少年の心身に有害な影響を与える犯罪のことをいい、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為など）などがある。

●交通ルールの啓発（道路維持課、指導課）

- ・ 幼稚園・小中学校における交通安全移動教室を実施し、子ども達の交通事故防止に努めます。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
[地域の防犯力の向上] 青少年育成団体の実施した夜間パトロールの実施数、参加者数	50回 1,288人 (平成30年度児童青少年課)	増加を目指します

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年育成活動団体支援事業 【児童青少年課】	定期的な夜間パトロールの実施等で地域の防犯力の向上に大きな役割を担っている佐倉市青少年育成市民会議の活動を支援する。
交通安全移動教室 【道路維持課、指導課】	警察と連携し、各小中学校で交通安全教室を実施する。
交通安全啓発事業 【道路維持課】	パンフレット、啓発用消耗品等を配布し、街頭啓発活動を実施します。また、交通安全啓発看板を設置します。
学校通学路安全確保事業 【学務課】	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の通学路及び学校敷地内の巡回警備を行います。 ・スクールガードボランティア活動（アイアイプロジェクト）を行います。また、スクールガードフォーラム及びスクールガード情報交換会を開催します
アイアイプロジェクト活動の推進【学務課】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学校内外における安全確保に関する活動を「アイアイプロジェクト」と称し、学校・家庭・地域が連携・協力し、見守り活動に取り組みます。 ・ホームページや携帯メール配信を活用し、市民への情報提供に努めます。

Ⅲの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 6 社会環境の見直しと整備

基本方策⑪ 情報化社会への対応

【現状と課題】

スマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、内閣府の実施した「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、スマートフォンの所有率は、小学生 29.9%、中学生 58.1%、高校生 95.9%と急増しています。

スマートフォンは、情報の収集・交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーションツールとなっている一方で、インターネットにおいて、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しており、子どもたちが被害者や加害者になる事件が増加しており、両刃の剣ともなっています。

また、歩きスマホを初めとするマナーの問題や、インターネットの長時間利用によるネット依存の問題、インターネット上でのいじめの問題が深刻化しています。

このため、子ども・若者にスマートフォン、インターネットの危険性や依存の怖さについて周知するとともに、情報モラルを身に付け、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成することが求められています。

また、関係機関と情報の共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

【主な施策】

●スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進

(児童青少年課、指導課)

- 子ども・若者のスマートフォン・インターネットの適切な利用や危険性について、教育及び啓発活動を進めます。また、保護者に対してフィルタリングの利用を普及啓発します。

●インターネット適正利用に向けた広報啓発 (児童青少年課)

- インターネットの適正利用や依存の怖さの周知を図るなど、青少年育成団体と連携して啓発を行います。

●情報教育の推進（指導課）

- ・ 子ども・若者がインターネットなどの情報を取捨選択して活用できる能力を身に付けるための取組を進めます。
- ・ 情報機器の使用による健康との関わりについて理解し、情報機器の使用時間や頻度を自己管理するための取組を進め、ネット依存などの未然防止を図ります。

◎関連指標

	現状	目標（令和7年）
[インターネットの適正利用] インターネットやSNSの適正利用や危険について児童・生徒に啓発を実施した回数。	1回 (平成30年度児童青少年課)	増加を目指します。

◎主な事業

事業名（担当課）	事業の内容
インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発 【児童青少年課】	児童生徒にインターネットやSNSの適正利用や危険性についてリーフレットを配布して啓発を行います。



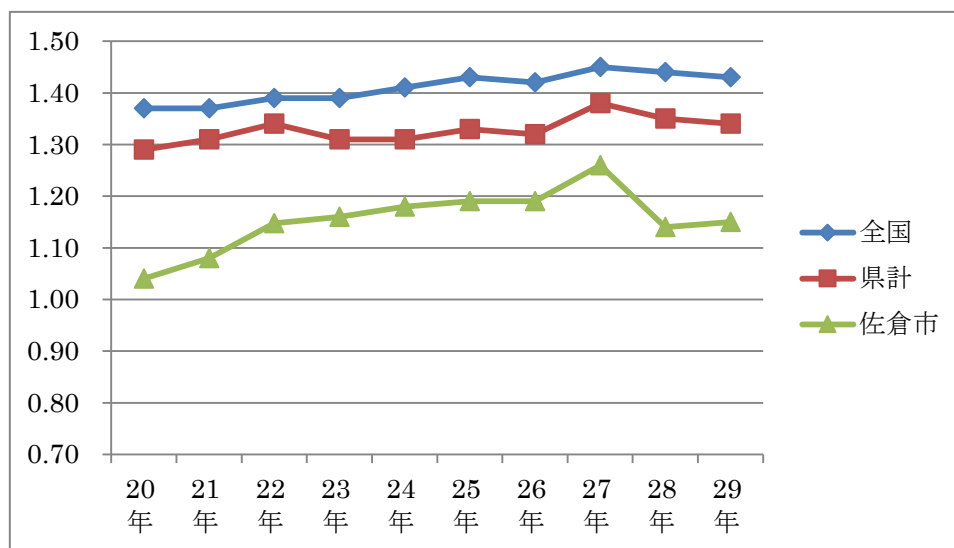
第 3 章

資 料 編

1 子ども・若者を巡る人口動態

(1) 合計特殊出生率

佐倉市における合計特殊出生率は、平成29年は1.15という数値になっています。国・県より低い状況が続いています。



(平成30年千葉県各種厚生統計調査)

	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
千葉県	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34
佐倉市	1.04	1.08	1.15	1.16	1.18	1.19	1.19	1.26	1.14	1.15

(2) 30歳未満人口

日本全体が人口減少社会に突入し、0歳から29歳までの青少年人口が減少しており、少子高齢化が進んでいます。

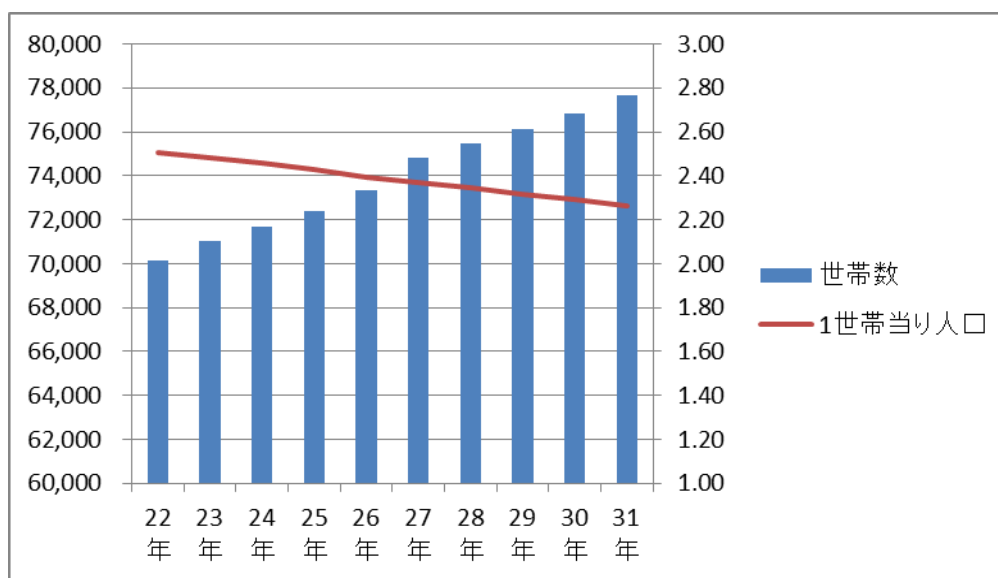
	佐倉市(人)			千葉県(千人)			全国(千人)		
	総人口	30歳未満	割合	総人口	30歳未満	割合	総人口	30歳未満	割合
平成21年	175,946	50,648	28.8%	6,139	1,815	29.6%	127,510	37,504	29.4%
平成22年	176,061	49,716	28.2%	6,216	1,785	28.7%	128,057	36,848	28.8%
平成23年	176,118	48,761	27.7%	6,214	1,762	28.4%	127,799	36,369	28.5%
平成24年	175,993	47,873	27.2%	6,195	1,732	28.0%	127,515	35,918	28.2%
平成25年	175,465	46,821	26.7%	6,192	1,714	27.7%	127,298	35,511	27.9%
平成26年	177,618	46,758	26.3%	6,197	1,701	27.4%	127,083	35,119	27.6%
平成27年	177,112	45,816	25.9%	6,223	1,684	27.1%	127,095	34,622	27.2%
平成28年	176,976	45,467	25.7%	6,269	1,734	27.7%	126,933	34,363	27.1%
平成29年	176,518	44,595	25.3%	6,285	1,728	27.5%	126,706	34,106	26.9%
平成30年	175,904	43,640	24.8%	6,255	1,670	26.7%	126,443	33,874	26.8%

各年10月1日の数値

(平成30年佐倉市) (人口推計 総務省統計局)

(3) 世帯数、1世帯当たり人数

佐倉市の世帯数は、平成31年3月末では77,645世帯で、1世帯当たりの人数は、2.26人と核家族化が進んでいます。



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	177,411	176,976	175,126	175,134	175,601
世帯数	74,809	75,451	67,252	68,183	69,282
1世帯当たり人口	2.37	2.35	2.60	2.57	2.53
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	175,914	176,169	176,518	176,059	175,476
世帯数	70,144	71,010	76,146	76,805	77,645
1世帯当たり人口	2.51	2.48	2.32	2.29	2.26

各年3月31日の数値
(平成30年佐倉市)

2 子どもの学力・体力

(1) 子どもの学力

平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、佐倉市の小学校は全ての科目において県の平均正答率を上回りましたが、国の平均正答率を国語B・算数A・算数Bは下回りました。中学校は、理科は全国及び県の平均正答率を下回りましたが、他の科目は同程度でした。

科目	小学校					中学校				
	国語A	国語B	算数A	算数B	理科	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
佐倉市	71	54	63	51	63	76	61	65	46	64
千葉県	70	53	62	51	61	76	61	64	46	65
全国	71	55	64	52	60	76	61	66	47	66

(平成30年度 全国学力・学習状況調査)

(2) 子どもの体力

平成30年度の新体力テストの結果によると、佐倉市の小学5年生と中学2年生は、上回る種目も下回る種目もあり、ほぼ県平均の水準といえます。

種目	市・県	小5		中2	
		男子	女子	男子	女子
握力(kg)	佐倉市	18.45	16.95	27	23.97
	千葉県	17.57	17.23	29	24.09
上体おこし(回)	佐倉市	24.26	21.28	28.34	27.9
	千葉県	21.82	20.9	28.08	25.17
長座体前屈(cm)	佐倉市	36.04	40.06	45.09	49
	千葉県	36.04	40.22	46.26	48.36
反復横とび(回)	佐倉市	47.13	43.89	52.86	49.29
	千葉県	45.16	43.19	53.24	47.88
20m シャトルラン(回)	佐倉市	57.28	44.76	88.47	68.59
	千葉県	57.9	47.51	88.9	63.09
50m走(秒)	佐倉市	8.77	9.22	7.82	8.57
	千葉県	9	9.32	7.81	8.6
立ち幅跳び(cm)	佐倉市	164.86	156.39	199.45	173.7
	千葉県	159.87	153.84	198.32	172.66
ボール投げ(m)	佐倉市	24.28	14.82	19.52	12.7
	千葉県	22.83	14.26	20.13	12.92

※小学生はソフトボール、中学生はハンドボール

(平成30年度 千葉県体力・運動能力調査結果)

3 子どもの進路等など

(1) 中学校卒業後の進路

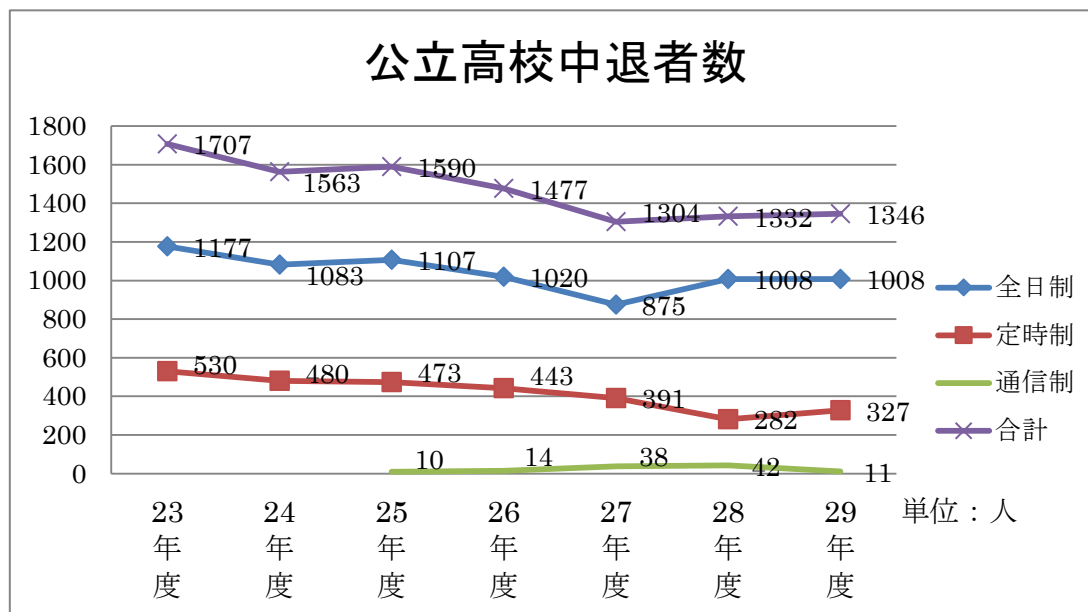
佐倉市の平成30年3月卒業生における公立中学校卒業後の進路は、高等学校に進学する者が99.2%を占めています。

卒業生総数	進学者	専修各種学校 新入学者	就職者	その他	進学者	その他の 割合(%)
1,424人	1,410人	3人	5人	9人	99.20%	0.6%

(平成31年度佐倉市教育委員会)

(2) 高等学校の中退率

千葉県教育委員会の「平成29年度児童生徒の問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成29年度の公立高等学校における中退率は1.29%となっており、減少傾向にあります。

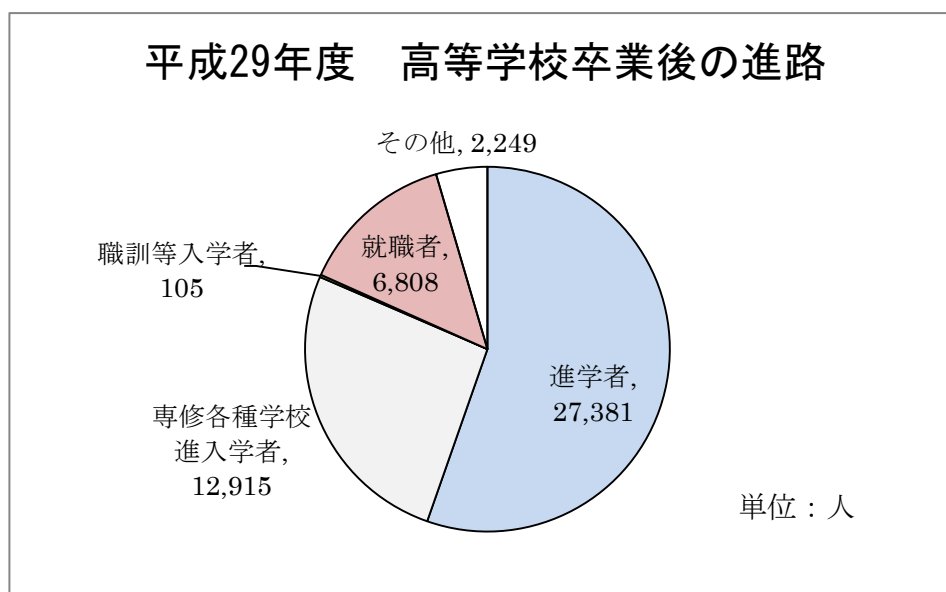


(千葉県平成29年度児童生徒の問題行動など生徒指導上の諸問題に関する調査)

年度	中退率	全日制	定時制	通信制	合計	増減
平成23年度	1.66%	1,177人	530人		1,707人	56人
平成24年度	1.50%	1,083人	480人		1,563人	△144人
平成25年度	1.51%	1,107人	473人	10人	1,590人	27人
平成26年度	1.40%	1,020人	443人	14人	1,477人	△113人
平成27年度	1.24%	875人	391人	38人	1,304人	△173人
平成28年度	1.27%	1,008人	282人	42人	1,332人	28人
平成29年度	1.29%	1,008人	327人	11人	1,346人	14人

(3) 高等学校卒業後の進路

平成30年3月卒業者における千葉県の高校卒業後の大学進学率は49.7%、就職率は16.7%となっています。

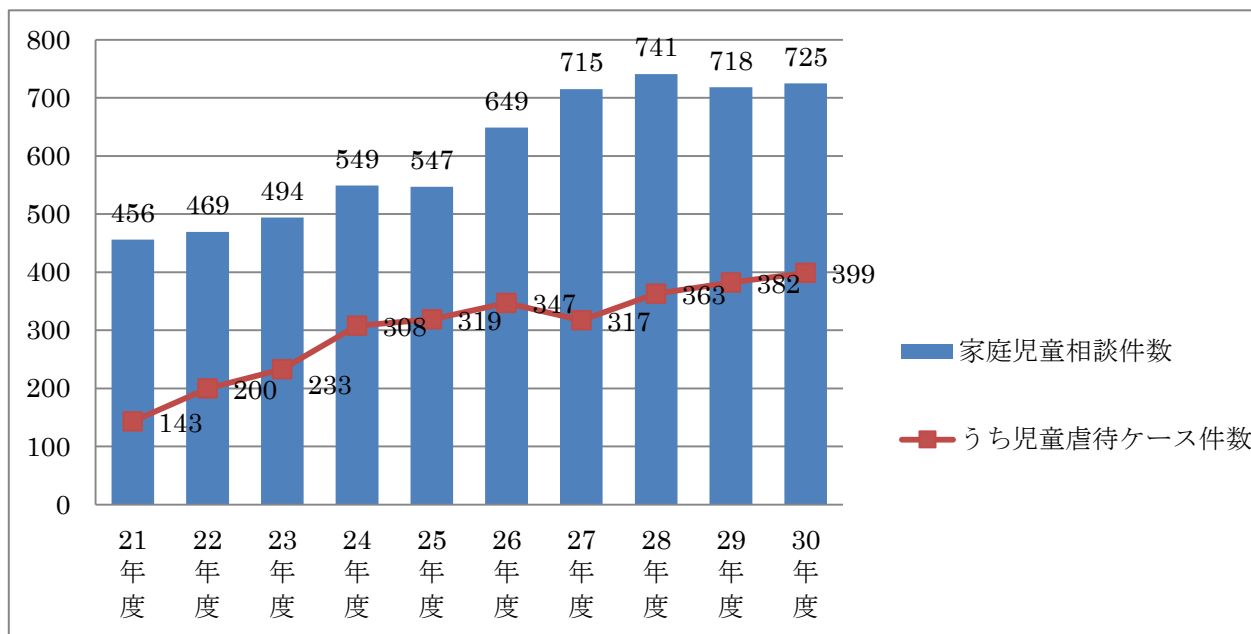


(千葉県 平成30年度進路状況調査)

4 様々な状況にある子ども・若者

(1) 児童虐待など相談処理件数

佐倉市における平成30年度の児童虐待を含めた家庭児童相談件数は、725件と10年間に約1.6倍増加し、特に児童虐待ケースが約2.8倍増加しています。その要因としては、DVで児童がいる家庭を警察が把握した場合には、心理的虐待として児童相談所への通告が徹底され、児童相談所から市へ住民基本情報などの調査依頼が増加したためと考えられます。



(令和元年度佐倉市児童青少年課)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
継続ケース	180	224	232	157	217	199	306	306	294	247
新規ケース	276	245	262	392	330	450	409	435	424	478
計	456	469	494	549	547	649	715	741	718	725
うち虐待ケース	143	200	233	308	319	347	317	363	382	399

【年度別児童虐待など新規相談対応件数】

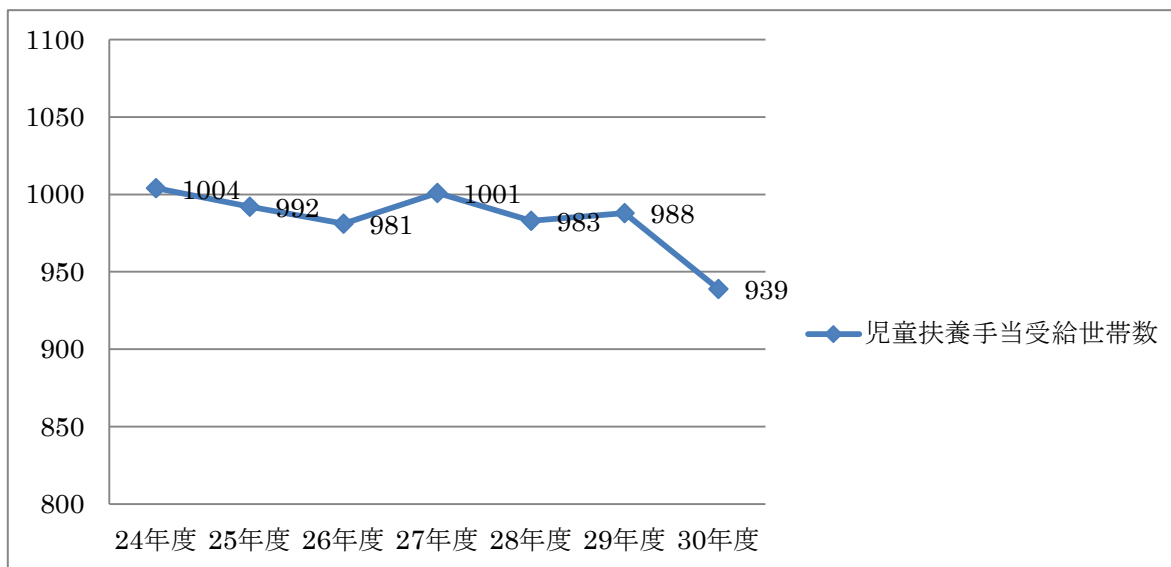
	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
平成21年度	35	29	24	0	88
平成22年度	43	18	49	2	112
平成23年度	38	35	49	1	123
平成24年度	51	59	126	1	237
平成25年度	49	53	88	2	192
平成26年度	49	50	131	5	235
平成27年度	57	23	96	0	176
平成28年度	58	41	130	4	233
平成29年度	64	68	110	3	245
平成30年度	84	46	154	8	292

※ネグレクト…保護の怠慢、拒否

(2) 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当（※）の受給世帯は、平成30年度は939世帯であり、横ばい傾向となっています。

（※）児童扶養手当：父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される手当。

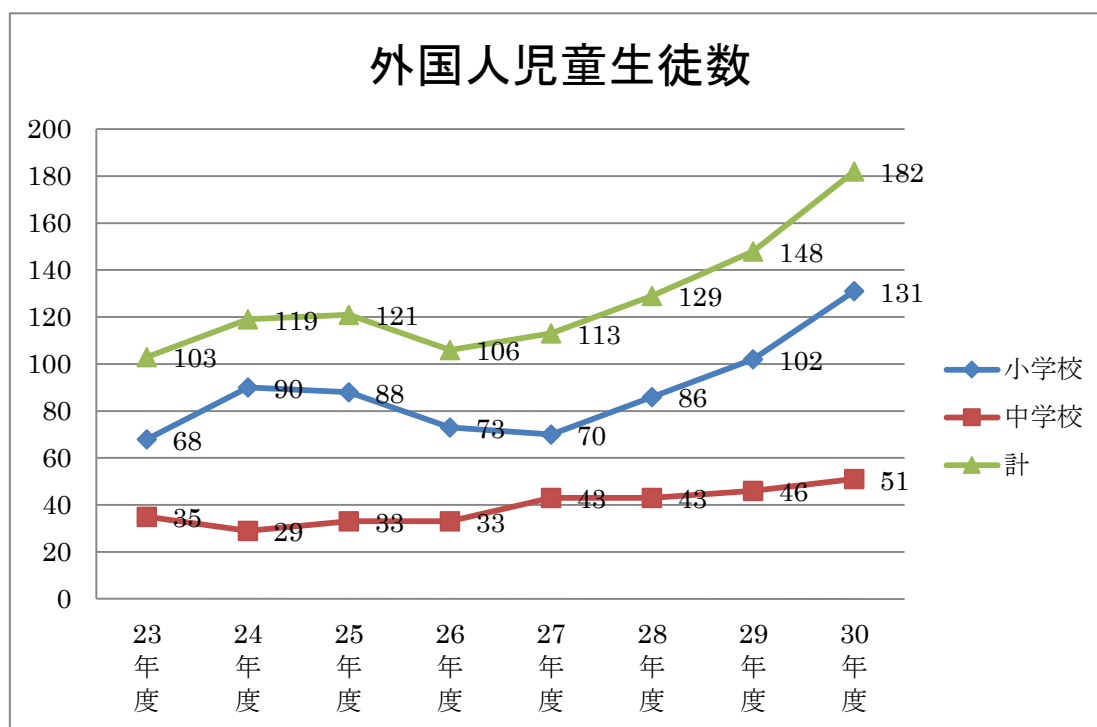


(令和元年度佐倉市児童青少年課)

(3) 外国人児童生徒数

外国人児童生徒は、特に小学校児童が増加傾向になっています。

佐倉市教育委員会では、帰国子女や外国人児童生徒が学校生活に適應できるようにするため、学校に月4回程度、外国語を話せる日本語適應指導員を派遣しています。



(平成31年度佐倉市教育委員会)

(4) 要保護及び準要保護児童生徒の状況

佐倉市の要保護及び準要保護児童生徒は、平成30年度で1,005人（全児童生徒の7.95%）となっており、近年、増加傾向にあります。

			要保護及び準要保護 児童生徒数(A)	児童生徒数(B)	就学援助率 (A)÷(B)
平成26年度	佐倉市	小学校	587	8,762	6.70%
		中学校	362	4,305	8.41%
		計	949	13,067	7.26%
	千葉県	小学校	25,282	319,190	7.92%
		中学校	16,092	154,662	10.40%
		計	41,374	573,852	7.21%
平成27年度	佐倉市	小学校	632	8,702	7.26%
		中学校	381	4,284	8.89%
		計	1,013	12,986	7.80%
平成28年度	佐倉市	小学校	644	8,652	7.44%
		中学校	374	4,288	8.72%
		計	1,018	12,940	7.87%
平成29年度	佐倉市	小学校	611	8,480	7.21%
		中学校	387	4,284	9.03%
		計	998	12,764	7.82%
平成30年度	佐倉市	小学校	620	8,471	7.32%
		中学校	385	4,168	9.24%
		計	1,005	12,639	7.95%

各年度5月1日の数値

(平成27年千葉県子どもの貧困対策推進計画、令和元年度佐倉市教育委員会)

(5) 生活保護を受給している子どもの状況

佐倉市の生活保護を受給している者で、18歳未満の子どもは、平成30年度に123人で受給率は0.49%となっています。ここ数年減少傾向にあります。

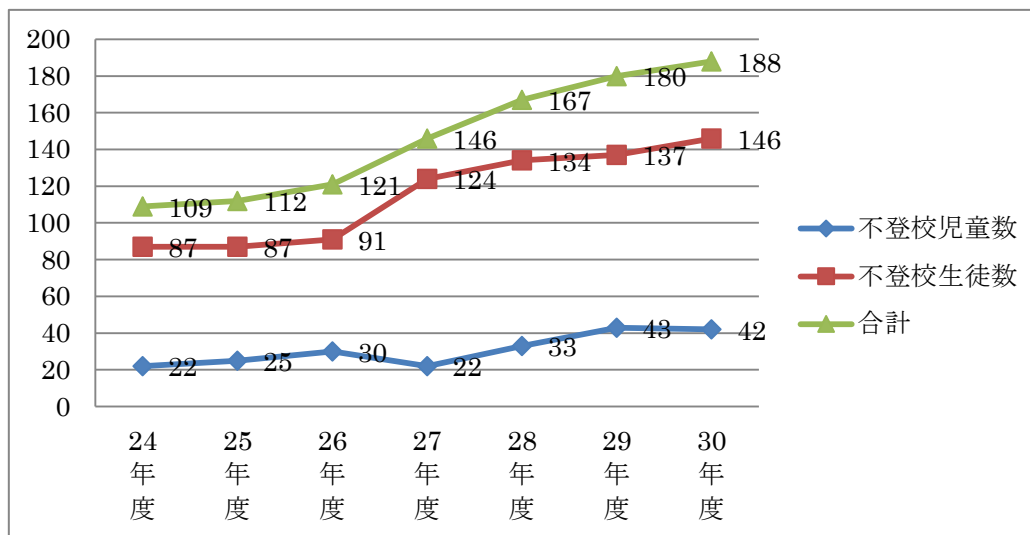
年 度	28年度		29年度		30年度	
	千葉県	佐倉市	千葉県	佐倉市	千葉県	佐倉市
人 口	6,269,146	176,518	6,285,150	176,518	6,299,271	176,059
18歳未満人口	961,496	25,361	953,801	25,361	944,970	25,098
被保護者実人数	83,787	1,189	85,206	1,214	85,785	1,212
保護率	1.33%	0.67%	1.36%	0.69%	1.36%	0.69%
被保護者18歳未満数	8,564	147	—	144	—	123
18歳未満の保護率	0.89%	0.58%	—	0.57%	—	0.49%

(佐倉市社会福祉課)

※人口は各年4月1日現在 ※被保護者実人数は各年7月31日現在（保護停止中の者を除く）

(6) 不登校児童生徒数

平成30年度の佐倉市の児童生徒数に対する不登校の児童生徒の割合は、小学生で0.49%、中学生で3.49%でした。全国的に不登校の割合は、小中学校ともに、ここ数年増加傾向になっています。

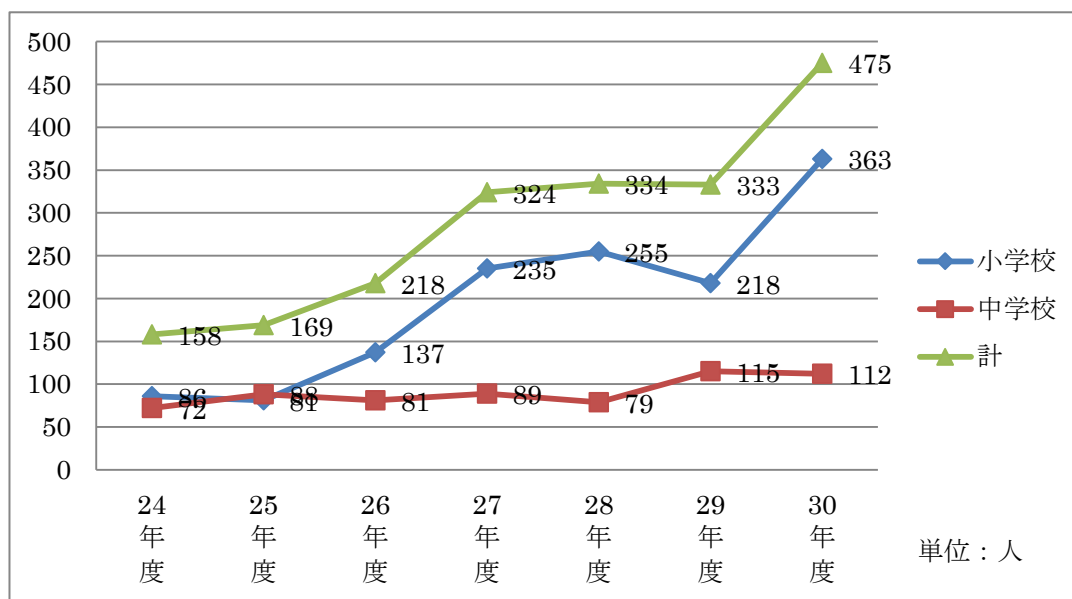


	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
不登校児童数(割合)	22	0.25%	25	0.28%	30	0.34%	22	0.25%	33	0.38%	43	0.51%	42	0.49%
不登校生徒数(割合)	87	2.02%	87	2.02%	91	2.11%	124	2.88%	134	3.12%	137	3.20%	146	3.49%

(平成31年度佐倉市教育委員会)

(7) いじめの認知件数

平成30年度の佐倉市におけるいじめの認知件数は前年度より142件増加しました。これは平成25年度の「いじめ防止対策推進法」施行以降、全国的にいじめ問題への意識が高まってきたことが、要因の一つと考えられます。



(平成31年度佐倉市教育委員会)

(8) ニートの推計

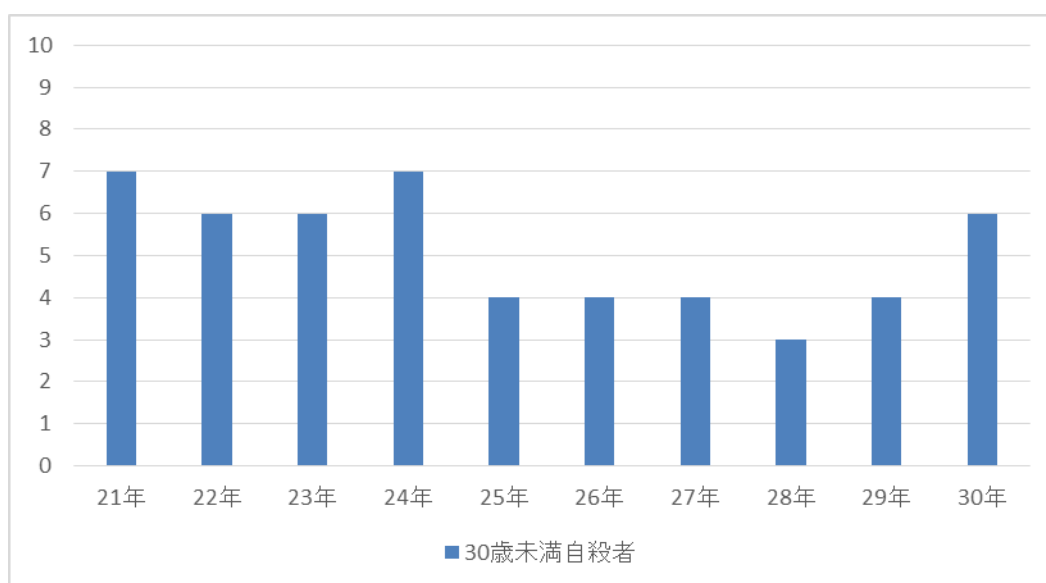
平成30年総務省の「労働力調査」によると、15～34歳の若年無業者数は、ここ数年減少傾向にあるものの、人口に占める割合は2.1%となっており、この数値を基にした佐倉市における若年無業者数は674人と推計されます。

(9) ひきこもりの推計

平成28年内閣府の「若者の生活に関する調査」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者を「狭義のひきこもり」と定義し、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当した者を「準ひきこもり」と定義しています。15歳以上39歳以下での「狭義のひきこもり」は17.6万人（0.51%）、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた「広義のひきこもり」は54万人（1.57%）と推計されています。平成31年3月末における佐倉市の同年齢者（15～39歳）の数41,794人を基にひきこもりを推計すると、「狭義のひきこもり」は213人、「広義のひきこもり」は656人となります。

(10) 子ども・若者の自殺者数

平成30年厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」によると、佐倉市の30歳未満の自殺者は6人で人口10万人あたり13.7人でした。



(厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
30歳未満自殺者	7	6	6	7	4	4	4	3	4	6

(11) 「自分にはよいところがあると思う」についての意識

平成30年度の「佐倉市学習状況調査」によると、自分にはよいところがあると思うという設問に、「あてはまる」「少しだけあてはまる」と答えた児童生徒の割合は、78.7%でした。

	小1		小2		小3		小4		小5		小6				
あてはまる	866	68.0%	744	57.4%	725	51.6%	605	45.0%	505	34.2%	482	34.7%			
少しだけあてはまる	290	22.8%	383	29.5%	463	33.0%	474	35.2%	588	39.8%	577	41.5%			
少しだけあてはまらない	54	4.2%	98	7.6%	115	8.2%	167	12.4%	244	16.5%	230	16.6%			
あてはまらない	62	4.9%	70	5.4%	101	7.2%	98	7.3%	138	9.3%	97	7.0%			
無回答	1	0.1%	2	0.2%	1	0.1%	1	0.1%	2	0.1%	3	0.2%			
計	1,273		1,297		1,405		1,345		1,477		1,389				
	中1		中2		中3		/						計		
あてはまる	334	27.6%	327	24.8%	450	34.1%							5,038		41.9%
少しだけあてはまる	524	43.4%	591	44.8%	542	41.1%							4,432		36.8%
少しだけあてはまらない	240	19.9%	270	20.5%	230	17.4%							1,648		13.7%
あてはまらない	109	9.0%	126	9.6%	97	7.4%							898		7.5%
無回答	1	0.1%	4	0.3%	0	0.0%							15		0.1%
計	1,208		1,318		1,319								12,031		

(平成30年度佐倉市学習状況調査)

(12) 生活に関する意識

平成30年度の「佐倉市学習状況調査」によると、「朝食を毎日食べている」という設問に、「あてはまる」「少しだけあてはまる」と答えた児童生徒の割合は、93.6%でした。

	小1		小2		小3		小4		小5		小6				
あてはまる	1,116	87.7%	1,114	85.9%	1,216	86.5%	1,171	87.1%	1,251	84.8%	1,169	84.1%			
少しだけあてはまる	108	8.5%	121	9.3%	132	9.4%	98	7.3%	137	9.3%	139	10.0%			
少しだけあてはまらない	29	2.3%	38	2.9%	38	2.7%	48	3.6%	57	3.9%	50	3.6%			
あてはまらない	18	1.4%	23	1.8%	18	1.3%	27	2.0%	31	2.1%	30	2.2%			
無回答	2	0.2%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	2	0.1%			
計	1,273		1,297		1,405		1,345		1,476		1,390				
	中1		中2		中3		/						計		
あてはまる	985	81.5%	1,032	78.3%	1,021	77.3%							10,075		83.7%
少しだけあてはまる	130	10.8%	162	12.3%	160	12.1%							1,187		9.9%
少しだけあてはまらない	60	5.0%	80	6.1%	78	5.9%							478		4.0%
あてはまらない	32	2.6%	41	3.1%	60	4.5%							280		2.3%
無回答	1	0.1%	3	0.2%	1	0.0%							12		0.1%
計	1,208		1,318		1,320								12,032		

(平成30年度佐倉市学習状況調査)

(13) 学校への意識

平成30年度の「佐倉市学習状況調査」によると、「学校へいくのは楽しいか」という設問に、「あてはまる」「少しだけあてはまる」と答えた児童生徒の割合は、93.6%でした。

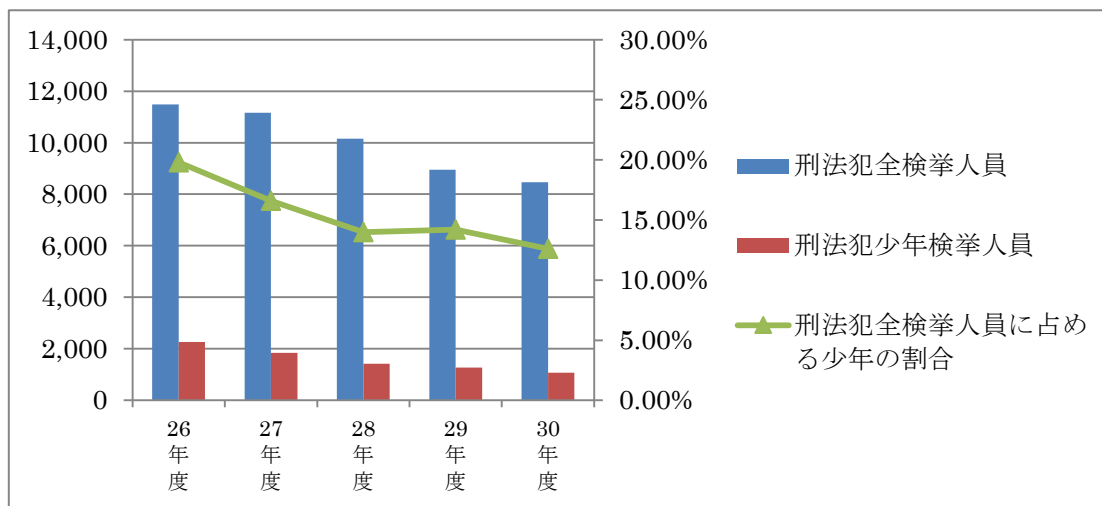
	小1		小2		小3		小4		小5		小6				
あてはまる	1,018	80.0%	937	72.2%	968	68.9%	856	63.6%	865	58.6%	897	64.5%			
少しだけあてはまる	182	14.3%	280	21.6%	340	24.2%	354	26.3%	454	30.7%	406	29.2%			
少しだけあてはまらない	43	3.4%	51	3.9%	71	5.1%	88	6.5%	107	7.2%	66	4.7%			
あてはまらない	28	2.2%	28	2.2%	26	1.9%	47	3.5%	51	3.5%	19	1.4%			
無回答	2	0.2%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%			
計	1,273		1,297		1,405		1,345		1,477		1,390				
	中1		中2		中3		/						計		
あてはまる	738	61.1%	752	57.1%	866	65.6%							7,897		65.6%
少しだけあてはまる	357	29.6%	400	30.3%	326	24.7%							3,099		25.8%
少しだけあてはまらない	83	6.9%	115	8.7%	81	6.1%							705		5.9%
あてはまらない	29	2.4%	48	3.6%	47	3.6%							323		2.7%
無回答	1	0.1%	3	0.2%	0	0.0%							9		0.1%
計	1,208		1,318		1,320								12,033		

(平成30年度佐倉市学習状況調査)

5 少年非行

平成31年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年は減少傾向にあり、ピークであった平成16年（7,075人）と比較すると6分の1以下となっています。

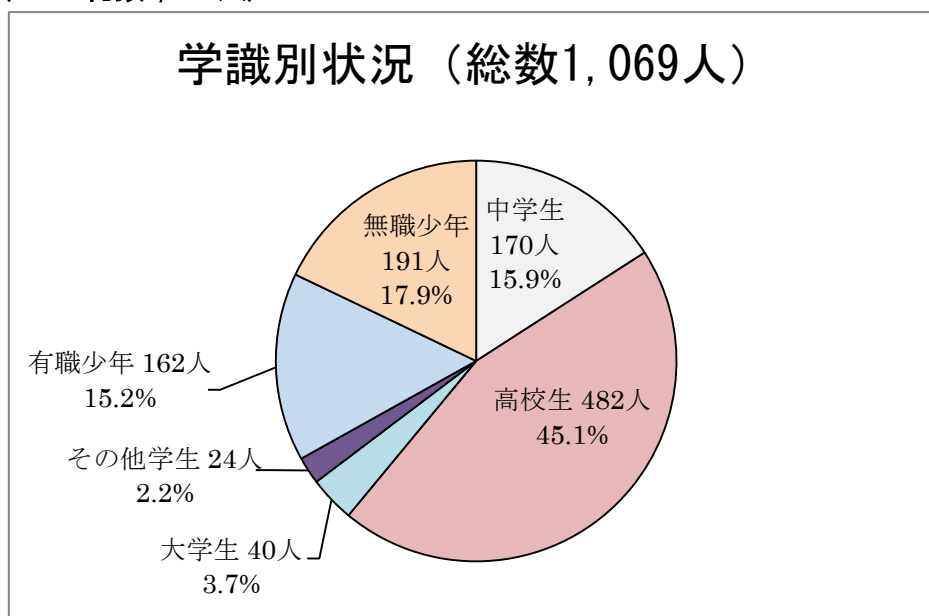
各種犯罪別では、窃盗犯が全体の5割を占める574人となっており、学識別では高校生（45.1%）、次いで中学生（17.9%）となっており、高校生、中学生で全体の約6割強を占めています。



(2019年度「ちばの少年非行」)

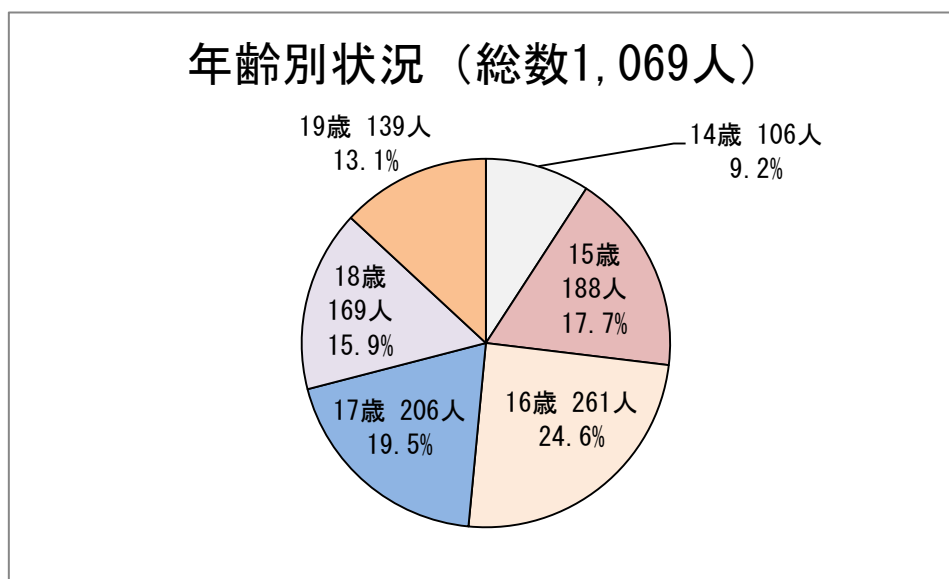
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
刑法犯全検挙人員	11,375	11,448	11,164	10,158	8,946	8,464
刑法犯少年検挙人員	2,627	2,271	1,849	1,419	1,272	1,069
刑法犯全検挙人員に占める少年の割合	7.6%	6.5%	5.3%	4.1%	3.7%	3.1%

学識別状況 (H30 総数1,069人)



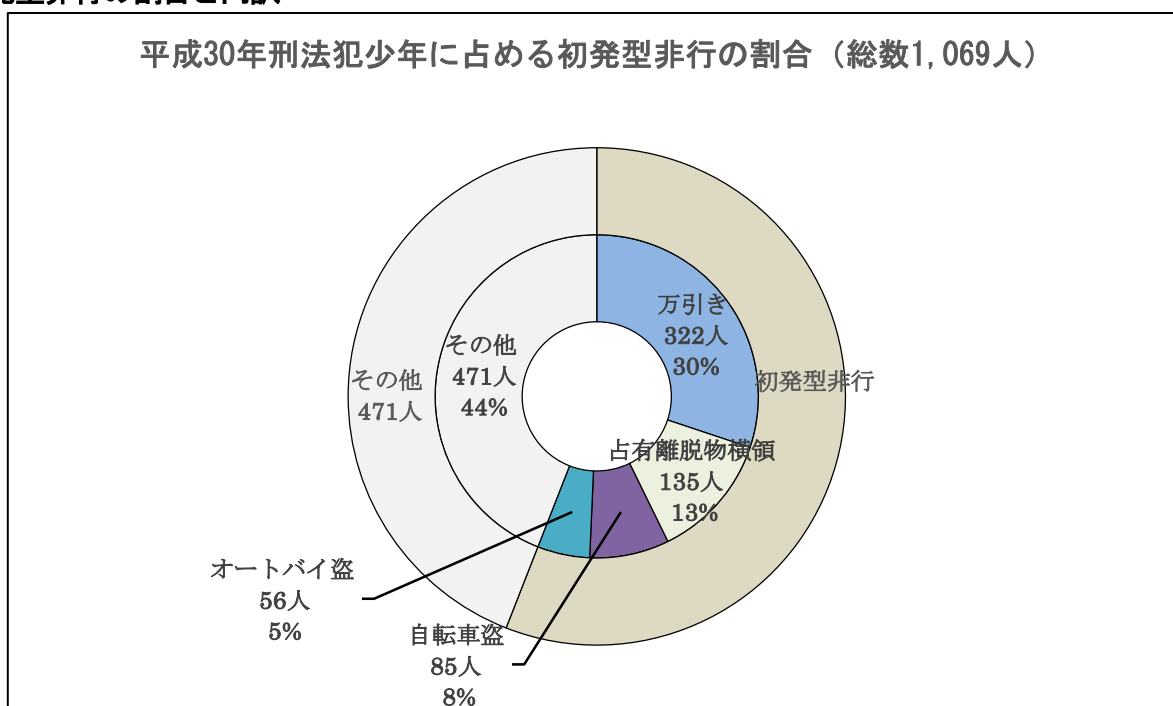
(2019年度「ちばの少年非行」)

年齢別状況 (H30 総数1,069人)



(2019年度「ちばの少年非行」)

初発型非行の割合と内訳



(2019年度「ちばの少年非行」)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
万引き	913	727	582	440	410	322
占有離脱物横領	495	502	356	198	182	135
自転車盗	256	248	178	123	154	85
オートバイ盗	135	87	91	89	57	56
計	1,799	1,564	1,207	850	803	598
刑法犯少年検挙数に占める割合	68.5%	68.9%	65.3%	59.9%	63.1%	55.9%

6 子どもの安全

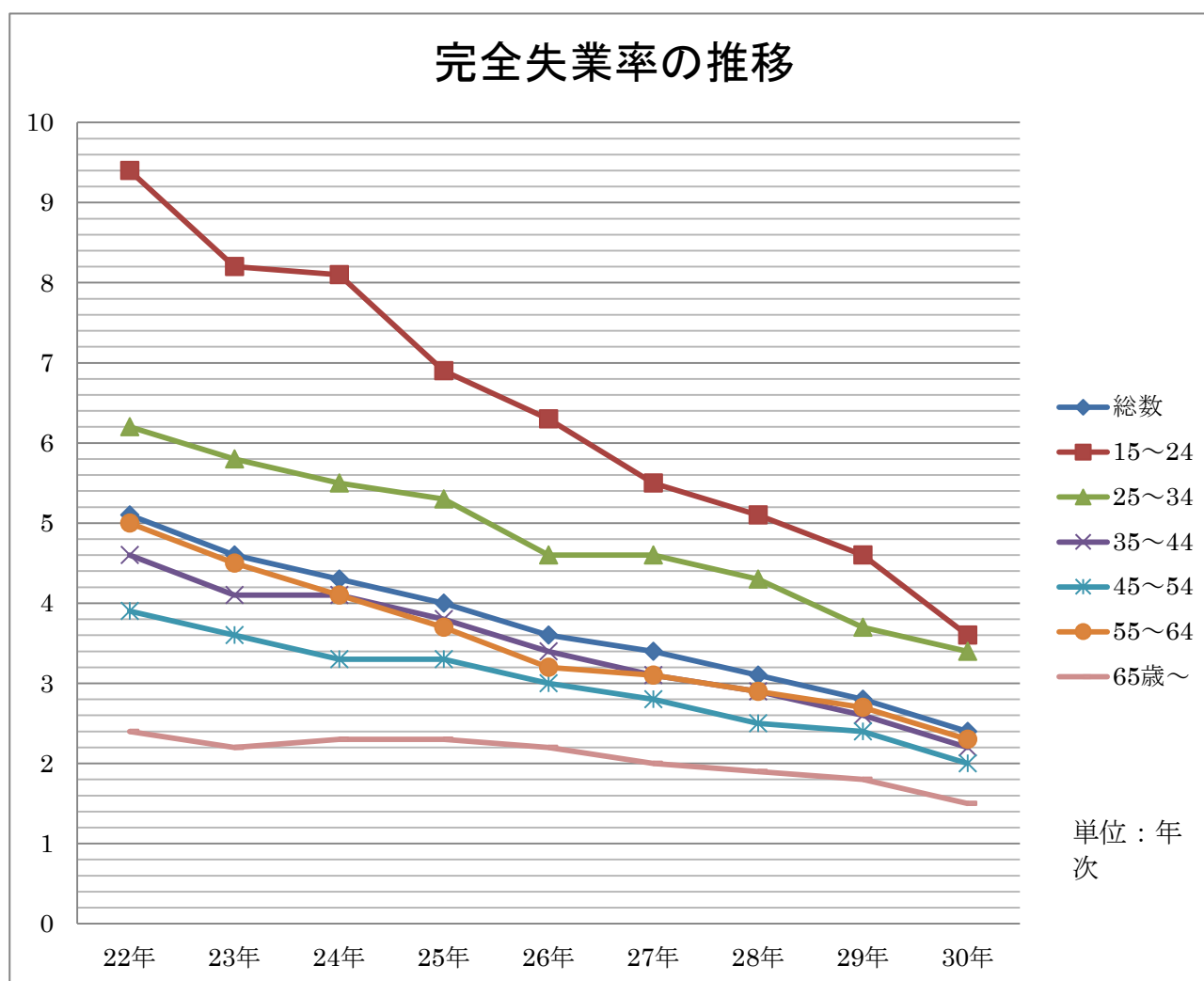
佐倉市教育委員会では、子どもの安全や安心に役立てるため、市内などで起きた子どもに関する事件や事故の情報を「アイアイ（安全・安心）情報」として、いち早く各小中学校や、市のホームページに掲載して情報発信をしています。内容を見ると、呼びとめが多い傾向にあります。

年度	呼びとめ	公然わいせつ	抱きつき 身体接触	追いかけて つきまとい	不審 電話	写真 撮影	その他	合計
平成26年度	3	2	2	2	0	0	0	9件
平成27年度	8	2	3	4	0	1	1	19件
平成28年度	3	1	2	2				8件
平成29年度	1	1		1				3件
平成30年度						1	1	2件

(平成31年度佐倉市教育委員会)

7 雇用状況

若年層における完全失業率は、中高年層、高齢者層と比べると高い傾向にあります。平成22年に9.0%を超え雇用状況が急速に悪化しましたが、平成23年以降は、改善傾向になっています。



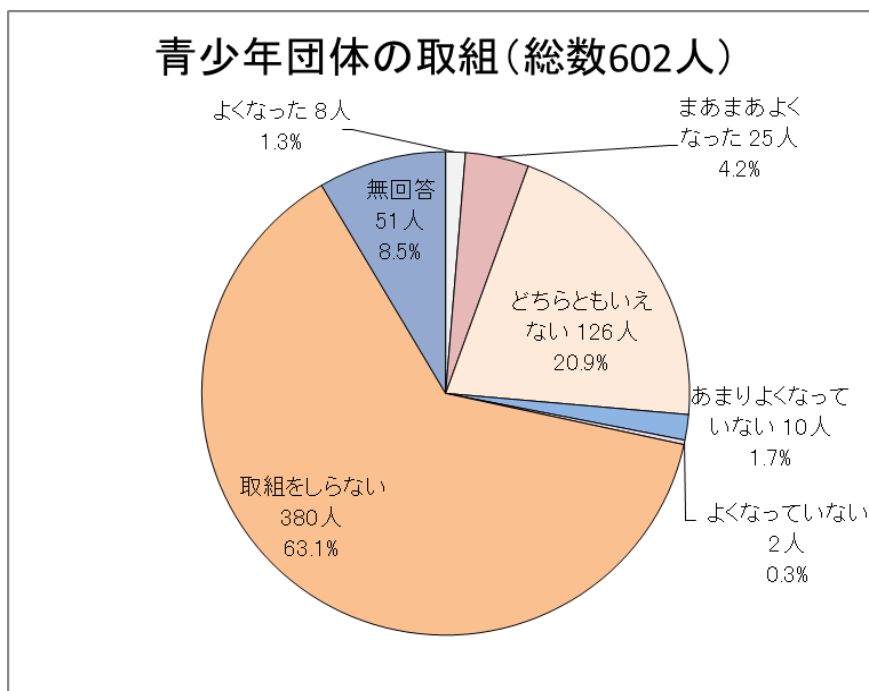
「労働力調査結果」(総務省統計局)

	総数	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65歳～
平成22年	5.1	9.4	6.2	4.6	3.9	5	2.4
平成23年	4.6	8.2	5.8	4.1	3.6	4.5	2.2
平成24年	4.3	8.1	5.5	4.1	3.3	4.1	2.3
平成25年	4	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3
平成26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3	3.2	2.2
平成27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2
平成28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9
平成29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8
平成30年	2.4	3.6	3.4	2.3	2.0	2.4	1.6

8 市民意識調査

(1) 青少年団体の取組

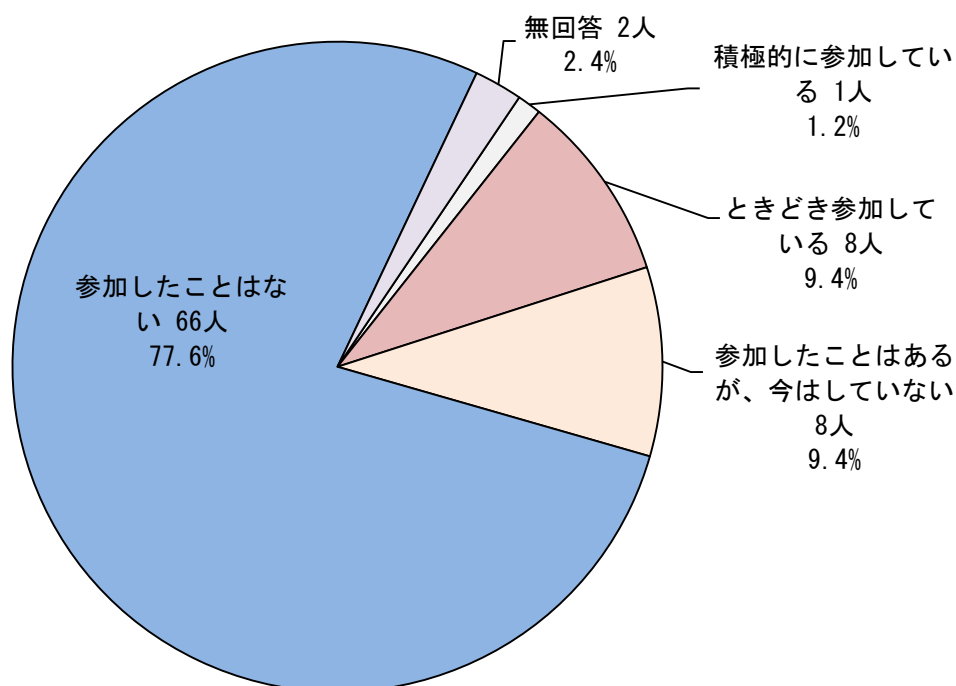
令和元年5月から6月にかけて、市内に在住する18歳以上の市民2,000人を対象に実施した市民意識調査では、「児童生徒などの健全育成の取組み」について、「よくなった」「まあまあよくなった」が合わせて(5.5%)、「どちらともいえない」(20.9%)、「あまりよくなっていない」「よくなっていない」が合わせて(2.0%)で、「取組みを知らない」が63.1%でした。相対的にともよくなっている傾向にあると認識している市民が多いものの、「取組みを知らない」の割合が多いことが分かります。



(2) まちづくり活動への参加

令和元年市民意識調査のうち18～29歳の市民が「自治会やボランティア団体、NPO団体などが取り組むまちづくり活動に参加したことがありますか」の問いに、「参加している」「ときどき参加している」が合わせて(10.6%)でした。

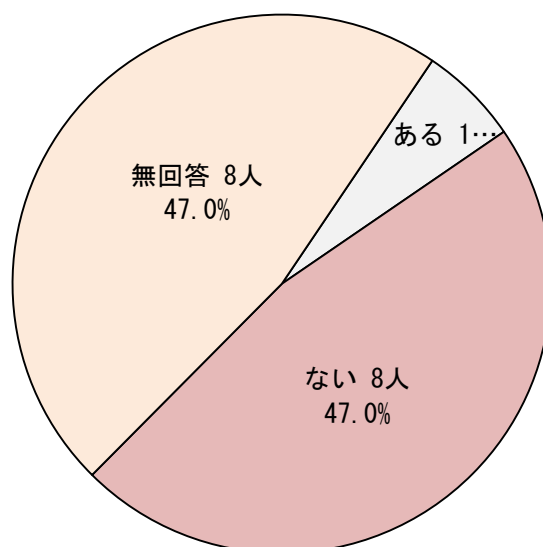
自治会やボランティア団体、NPO団体などが取り組む
まちづくり活動に参加したことがありますか（総数85人）



(3) 学校ボランティアへの協力

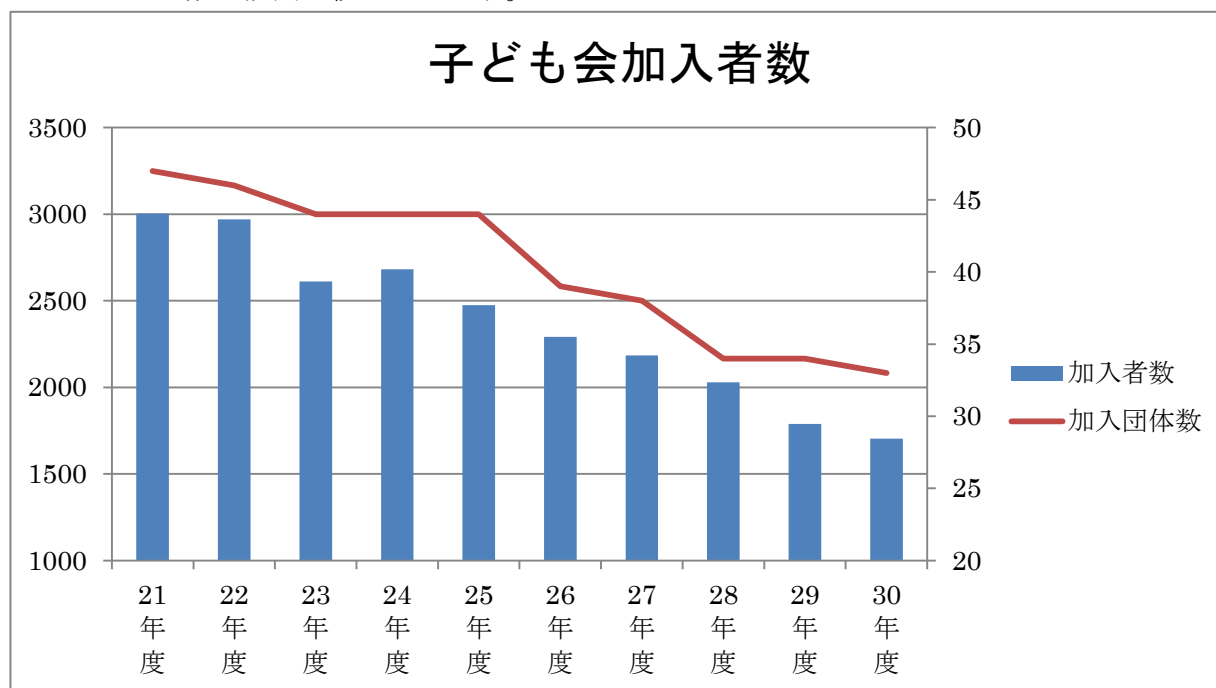
令和元年市民意識調査で「学校ボランティア（通路における児童生徒見守り活動など）協力したことはありますか」の問いに「ある」と答えた方は(22.9%)でした。

学校ボランティアに協力したことがありますか
(総数602人)

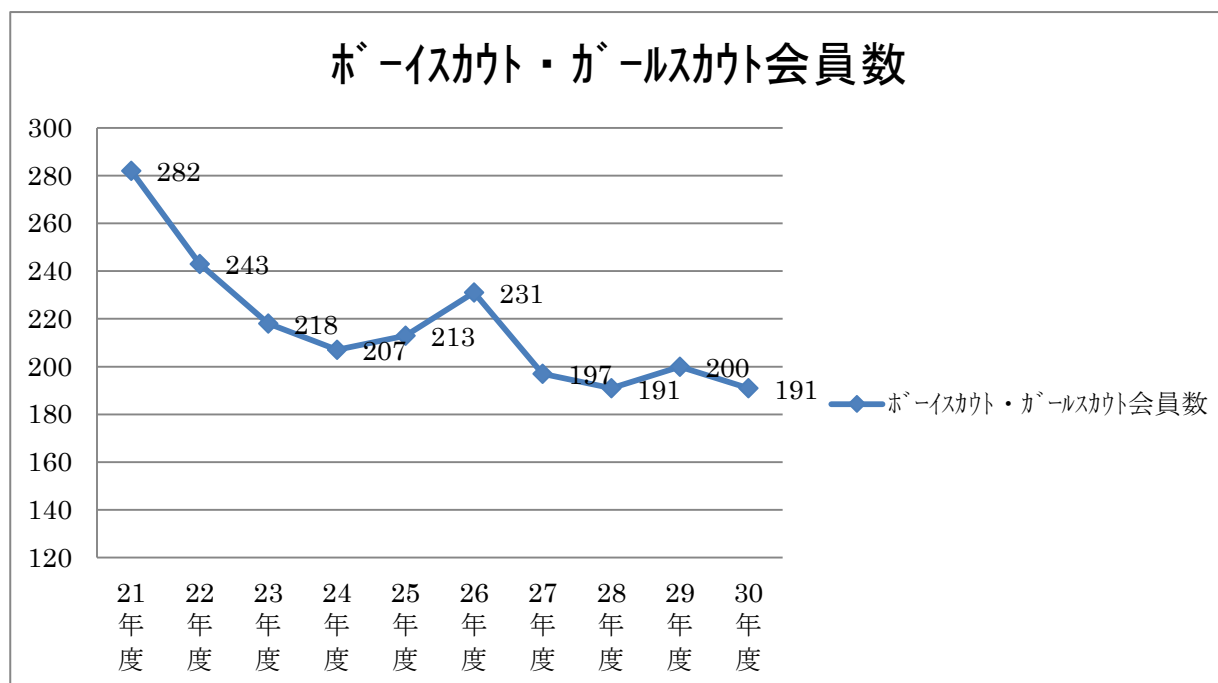


9 青少年育成団体への加入者

子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウト育成会の加入者は、少子化や価値観の多様化などにより減少傾向が続いています。



佐倉市子ども会育成連盟の加入者数 児童青少年課



佐倉市ボーイスカウト・ガールスカウト育成会の会員数 児童青少年課

10 青少年の携帯電話・スマートフォンの所有率及び所有機種

平成30年度内閣府の実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、この5年間にスマートフォンの所有率は飛躍的に増加し、平成29年では小学生(29.9%)、中学生(58.1%)、高校生(95.9%)の所有率となっています。

小学生

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
携帯電話・スマートフォンの所有率	36.6%	46.1%	50.2%	50.4%	55.5%
携帯電話の所有率	30.6%	32.6%	30.9%	28.2%	29.4%
スマートフォンの所有率	6.0%	17.1%	23.7%	27.0%	29.9%

中学生

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
携帯電話・スマートフォンの所有率	51.9%	60.4%	60.9%	62.5%	66.7%
携帯電話の所有率	26.2%	21.4%	17.1%	14.2%	10.9%
スマートフォンの所有率	25.8%	41.9%	45.8%	51.7%	58.1%

高校生

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
携帯電話・スマートフォンの所有率	97.2%	95.2%	96.7%	96.5%	97.1%
携帯電話の所有率	16.1%	5.5%	3.9%	3.2%	1.9%
スマートフォンの所有率	81.1%	90.7%	93.6%	94.8%	95.9%

(平成30年度 内閣府青少年のインターネット利用環境実態調査)

佐倉市青少年問題協議会委員名簿

任期 平成29年7月5日から 令和2年7月4日まで

	選 出 区 分	選 出 根 拠	委 員	備 考
1	市 長	第4条第2項	西 田 三 十 五	[会 長]
2	教 育 長	〃	茅 野 達 也	[副会長]
3	副市長	第2条第2項第1号	染 井 健 夫	
4	市教育委員会委員	第2条第2項第2号	関 山 邦 宏	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	第2条第2項第3号	田 中 綾 子	佐倉市健康こども部子育て支援課長
6	市教育委員会の事務局の職員	第2条第2項第4号	竹 内 重 幸	佐倉市教育委員会指導課長
7	警察関係職員	第2条第2項第5号	佐々木 幸 司	佐倉警察署長
8	家庭裁判所の職員	第2条第2項第6号	高 梨 浩 一	千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官
9	社会教育委員	第2条第2項第7号	木 原 義 春	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	第2条第2項第8号	阿 部 和 子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
11	保 護 司	第2条第2項第9号	石 渡 康 郎	保護司会佐倉市分会会長
12	社会福祉協議会運営委員	第2条第2項第10号	谷 野 宏 輝	佐倉市社会福祉協議会事務局地域支援班長
13	小学校長	第2条第2項第11号	前 林 典 子	佐倉市立佐倉東小学校長
14	中学校長	〃	野 村 英 二	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	〃	上 代 栄	千葉県立佐倉西高等学校長
16	高等学校長	〃	木 次 慎 一	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	第2条第2項第12号	渡 辺 章 二	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
18	識見を有する者	第2条第2項第13号	佐久間 文 明	印旛健康福祉センター長
19	〃	〃	寺 島 孝 幸	成田公共職業安定所長
20	〃	〃	秋 本 良 治	少年警察ボランティア佐倉地区副会長
21	〃	〃	片 岡 正 臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
22	〃	〃	阿 部 アオイ	佐倉市子ども会育成連盟副連盟長
23	〃	〃	富 永 三 咲	佐倉市体育協会理事長
24	〃	〃	遠 藤 知 子	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会副会長
25	〃	〃	杉 本 真理子	佐倉市PTA連絡協議会 西志津小学校PTA会長
26	〃	〃	新 田 司	千葉敬愛短期大学教授
27	〃	〃	梅 田 美知子	佐倉市人権擁護委員

令和元年度 佐倉市青少年育成本部委員名簿

令和元年8月1日現在

	選出区分	選出根拠	委 員	備 考
1	市長	佐倉市青少年育成本部規程 第3条第2項	西田 三十五	本部長
2	教育長	佐倉市青少年育成本部規程 第3条第3項	茅野 達也	副本部長
3	企画政策部長	佐倉市青少年育成本部規程 第3条第4項第1号	岩井 克己	
4	総務部長	〃	小川 浩功	
5	税務部長	〃	川島 千秋	
6	市民部長	〃	上村 充美	
7	福祉部長	〃	佐藤 幸恵	
8	健康こども部長	〃	織田 泰暢	
9	産業振興部長	〃	二川 健一郎	
10	環境部長	〃	橋口 庄二	
11	土木部長	〃	豊田 和正	
12	都市部長	〃	小野寺 正朋	
13	教育次長	〃	花島 英雄	

佐倉市青少年育成計画策定部会委員名簿

任期 令和元年10月16日～令和2年3月31日

	部	所属	補職	氏名	備考
1	企画政策部	企画政策課	主査補	東城 光紀	
2	総務部	人事課	副主幹	橋本 純	
3	税務部	市民税課	主査	堀越 一禎	
4	市民部	自治人権推進課	主査	呉屋 希美	
5	福祉部	社会福祉課	主査	菅沼 京子	
6	〃	障害福祉課	主査	櫻井 秀樹	
7	健康こども部	子育て支援課	主査	照井 慎	
8	〃	健康増進課	副主幹	豊福 啓子	
9	〃	生涯スポーツ課	副主幹	新井田 高光	
10	産業振興部	農政課	主査	足谷 知之	
11	〃	産業振興課	副主幹	利光 尚	
12	環境部	生活環境課	副主幹	秋葉 英樹	
13	土木部	道路維持課	主査	車田 勝美	
14	都市部	公園緑地課	副主幹	岩井 好弘	
15	危機管理室		副主幹	長谷川 貞行	
16	教育委員会	教育総務課	主査	今川 孝夫	
17	〃	学務課	主幹	村上 武宏	
18	〃	指導課	主幹	山田 真史	
19	〃	社会教育課	副主幹	富田 健一郎	
20	〃	文化課	主査	江森 幹浩	

第4次佐倉市青少年育成計画

(令和2年度～7年度)

令和2年3月

佐倉市健康こども部児童青少年課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97

TEL 043-484-6190

FAX 043-486-2118